

## 資料5-1)

## 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

## (1)ガス機器、石油機器に関する事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200661 平成24年11月5日(秋田県) 平成24年12月6日	石油ストーブ(密閉式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の上方に洗濯物を干していた。</li> <li>○バーナー及び給排気筒にススは無く、異常燃焼の痕跡は確認できなかった。</li> <li>○当該製品内部から短絡等により出火した痕跡は確認できなかった。</li> <li>○当該製品は焼損が著しく、洗濯物が落下して出火した痕跡を確認することはできなかった。</li> <li>●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul> <p>なお、取扱説明書には、「衣類の乾燥を禁じる」旨、記載されている。</p>	・使用期間:約1年
2	A201200666 平成24年11月21日(秋田県) 平成24年12月10日	石油温風暖房機(密閉式)	(火災) 当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故の約9か月前に当該製品には、燃焼状態の異常を示すエラー、点火ミス、灯油臭等の状態が確認されたが、修理をせずに使用を継続した。</li> <li>○当該製品の外観に大きな焼損及び変形の痕跡は認められなかった。</li> <li>○バーナー部点火プラグの先端が約5mm消耗し、着火時、点火プラグの先端ではなく、ガイン部での放電が認められた。</li> <li>○点火プラグ等の消耗、破損部品を交換した結果、正常に着火、燃焼した。</li> <li>●当該製品が点火せずに停止する等の症状がある状態で使用し続けたため、燃焼室(耐熱ガラス)内部へ気化灯油が大量に充満した状態で、点火動作を行ったため爆発し、燃焼室等が破損したものと推定される。</li> </ul> <p>なお、取扱説明書には、「エラー表示が出た時は運転スイッチを入れ直す等の処置を行い、処置をしても表示が出る時は販売店や製造事業者に連絡する。」、「臭い、ススの発生、炎の色等の異常を感じた時は異常燃焼の恐れがあり、使用しない。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から約15年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201200752 平成24年12月22日(北海道) 平成25年1月4日	石油ストーブ(密閉式)(床暖房機能付)	(火災) 火災が発生し、現場に当該製品があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、事故前夜に消火した後、事故当日は使用せずに外出していたところ、無人の家屋で火災が起きていた。</li> <li>○当該製品は、全体的に焼損が著しいが、樹脂製部品を除いてほとんどの部品が残っていた。</li> <li>○樹脂製給気用送風ファンは、ストーブ側と床暖房側で共に上部のみに偏った溶融が認められた。</li> <li>○燃烧部、電気部品や送油経路には、出火痕跡等の異常が認められなかった。</li> <li>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul>	・使用期間:5年
4	A201200768 平成24年12月31日(北海道) 平成25年1月10日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を着火後、その場を離れ戻ったところ、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品及び周辺を焼損した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機器正面よりも背面の焼損が著しく、背面では内面より外面の焼損が著しかった。</li> <li>○異常燃焼した形跡は認められなかった。</li> <li>○油受け皿、油受けフィルターに異常はなく、油タンクは、油量計の樹脂が溶けているが、給油口口金はしっかり閉まっており、パッキンにも異常はなかった。</li> <li>○電池ケースに電池が入っていたかも含め電池を確認することができなかったが、電池ケースの端子部に異常は認められなかった。</li> <li>●当該製品には出火及び異常燃焼の痕跡が認められないことから、当該製品の背面側から前面側に広がった二次的な火災により樹脂製の油量計が溶け、灯油が置台に漏れ、置台から更に燃え広がったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul>	
5	A201200770 平成25年1月2日(宮城県) 平成25年1月11日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 建物を1棟全焼、1棟類焼する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○燃烧筒に異常燃焼によるススの付着は認められなかった。</li> <li>○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。</li> <li>○周辺に可燃物は置いていなかった。</li> <li>○しんは燃焼できる位置にあった。</li> <li>●当該製品の事故時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201200797 平成24年12月18日(岡山県) 平成25年1月21日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品のカートリッジタンクと固定タンクからガソリンが検出された。</li> <li>○当該製品の機能に異常は認められなかった。</li> <li>●当該製品にガソリンを誤給油したため、使用中の熱によりカートリッジタンクの内圧が上がり、固定タンクから溢れて気化したガソリンに燃焼筒の火が引火し、火災に至ったものと推定される。</li> </ul> <p>なお、カートリッジタンクの表示、本体表示、取扱説明書には、「ガソリンの使用を禁止する」旨、記載されている。</p>	
7	A201200802 平成25年1月10日(岩手県) 平成25年1月21日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品のしんからガソリン成分が検出された。</li> <li>○使用者宅でガソリンを保管していた。</li> <li>●当該製品は、ガソリンが誤給油されたため異常燃焼を起こし、火災に至ったものと推定される。</li> </ul> <p>なお、取扱説明書には、「危険！ ガソリン使用禁止 ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しないでください。火災の原因になります」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A201200831 平成25年1月15日(東京都) 平成25年1月28日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、使用中の当該製品から灯油臭がしたため、カートリッジタンクを持ち上げて戻した。</p> <p>○使用者がカートリッジタンクを戻した際に、床面に灯油が見えたため、消火ボタンを押して再度カートリッジタンクを引き上げたところ、カートリッジタンクの給油口が開き、こぼれた灯油が当該製品にかかって出火した。</p> <p>○カートリッジタンクの給油口口金先端が斜めに陥没変形し、口金ピンガイドも傾斜していた。</p> <p>○カートリッジタンクの給油口ふたはヒンジ近くで変形しており、口金ロックのフック位置が、口金ロッドの先端に近いところにあった。この状態でふたに横方向の力を加えると、ロックが外れることが認められた。</p> <p>○給油口ふたが変形した経緯については特定できなかった。</p> <p>○当該製品に腐食による油漏れ、パッキンの異常はなく、カートリッジタンクからの灯油漏れもなかった。</p> <p>●当該製品のカートリッジタンクのふたが変形してロックが外れやすい状態になっていた経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者がカートリッジタンクを抜く際にタンクに衝撃が加わるなどしてふたのロックが外れ、こぼれた灯油が消火直後の当該製品の高温部に触れて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、事故直前に床面に灯油が見えた原因については特定できなかった。</p>	
9	A201200834 平成24年12月31日(北海道) 平成25年1月28日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、側板・背板・底板で塗装が焼失するほど著しい焼損が認められ、定油面器底部やタンク室などの空間には、多量のスス付着が認められた。</p> <p>○燃焼筒には、スス付着などの異常は認められなかった。</p> <p>○しん調節レバーやしんは、レバーで操作したときの消火位置にあった。</p> <p>○使用者は事故当時の詳細な状況を覚えていない。</p> <p>○当該製品は前方に倒れていた。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
10	A201200846 平成25年1月20日(山形県) 平成25年1月30日	石油温風暖房機	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品は置台を除き全体的に焼損していたが、電気部品や燃焼室内部等に出火の痕跡はなく、送油経路にも燃料が漏れた痕跡は認められなかった。 ○当該製品に残っていた燃料からガソリン成分が検出された。 ○使用者宅で保管していたガソリン混合油がなくなっていた。 ●当該製品にガソリン混合油を誤って給油したため、使用中に異常燃焼を起こし火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「危険 ガソリン使用禁止 ガソリンなど揮発性の高い油は絶対に使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	
11	A201200848 平成25年1月12日(北海道) 平成25年1月30日	石油ストーブ(開放式)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災 が発生し、1名が死 亡した。	○燃焼筒はガラス円筒が溶融していたが、内筒にはスス付着などの異常は認められなかった。 ○燃焼部はしんが消火位置まで下がっており、周辺には油漏れや異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○カートリッジタンクはタンク室内に収納されており、アクリル製油量窓が溶融して油が流出していたが、膨張変形などの異常は認められなかった。 ●当該製品に出火に至る異常が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	
12	A201200899 平成25年2月5日(群馬県) 平成25年2月13日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	○当該製品に接続されていたガスホースが溶融、焼損していた。 ○当該製品は使用者によってガス栓が天板上に掛かる位置に置かれていた。 ○当該製品は置き台に対して小さく余裕のある寸法であった。 ●当該製品は使用者によって天板にガス栓が掛かる位置で設置されたため、調理中に鍋の中の油に引火した火でガスホースが加熱されて溶融し、溶融箇所から漏れたガスに引火して火災に至ったと推定される。 なお、取扱説明書には、「周囲の可燃物との離隔距離をとる、離隔距離がとれない場合は遮熱板を設置する」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
13	A201200910 平成25年1月26日(香川県) 平成25年2月14日	石油温風暖房機	(火災) 当該製品の給油タンクを持ち上げたところ、口金が外れ、灯油がこぼれ当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者は、当該製品を使用中に給油サインが出たので、運転を停止し当該製品に給油し運転を再開したが、再度給油サインが出たため、給油タンクを持ち上げたところ、口金(ワンタッチ式)が外れ灯油がこぼれ、こぼれた油受け皿部分から発火した。</p> <p>○給油タンクの口金のロックに異常は認められず、ロック解除用ボタンを2か所押さえこまないと口金は外れなかった。</p> <p>○当該製品の内部は、ススの付着や焼損が認められたものの、内部部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の内部に出火痕跡は認められず、給油タンクの口金(ワンタッチ式)のロックについても異常は認められなかったことから、給油タンクの口金を完全に閉めなかったため、当該製品を消火せずに給油タンクを持ち上げた際に、口金のロックが外れ灯油が当該製品の内部にこぼれたため出火したものと推定される。</p> <p>なお、本体、カートリッジタンク及び取扱説明書には、「給油時消火」「カチッと音がするまで口金外側を押す。ボタンを押したまま閉めない。」「口金を下にして油漏れがないことを確認する。」旨、記載されている。</p>	
14	A201200959 平成25年2月16日(山口県) 平成25年2月27日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○操作つまみ軸の回転角度から左側こんろは「開」の位置であった。</p> <p>○使用者は厚紙を天ぶらガードとして使用していた。</p> <p>●当該製品を消火せずに使用者が外出したため、天ぶらガードとして使用していた厚紙に当該製品の火が引火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、本体表示には、「使用中、その場を離れる時は必ず消火する。」「周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
15	A201200961 平成25年2月16日(北海道) 平成25年2月27日	石油温風暖房機(密閉式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損した。	<p>○約10年使用した当該製品は、取扱説明書で禁止しているマントルピース(暖炉の炉の上部・側面を囲むかたちで壁面に設けられる飾枠)で設置されており、事故当時、使用者は異音などに気づいて電源プラグを抜いた。</p> <p>○当該製品の外観は、背面の樹脂製給気ホースが熔融・焼失し、排気管の断熱クロスが焼損した以外には、異常が認められなかった。</p> <p>○燃烧ポットには、硬質タールが多量に蓄積していた。</p> <p>○燃烧用送風機などの給気経路には、スス付着が認められた。また、給排気筒の屋外先端部は、多量のスス汚れが認められた。</p> <p>○電気部品、熱交換部や送油経路には、異常が認められなかった。</p> <p>●当該製品が囲い込み設置をされていたことから、室温が正常に感知できずに点火・消火動作を頻りに繰り返し、不完全燃焼が継続して未燃灯油がガス化していたところへ電源プラグを抜いたため、ガス化した未燃灯油が爆発燃焼して給気部へ炎が溢れて樹脂製給気ホースが焼損し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「マントルピースなどの囲まれたところへ設置しない」「マントルピースなどの囲まれたところに設置する場合は、類似型式の設置対応製品を取り扱う」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から約10年と推定)
16	A201200992 平成25年2月22日(滋賀県) 平成25年3月6日	石油温風暖房機(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者が当該製品を運転中、運転を停止せずにカートリッジタンクに給油を行い、その時に灯油をこぼし、こぼれた灯油に着火し、濡れタオルや消火器で消火活動を行う際、火傷を負った。</p> <p>○送油経路、油受け皿、カートリッジタンクに異常は認められなかった。</p> <p>○電源コード、製品内部の各リード線に短絡した形跡は認められなかった。</p> <p>○バーナーや吹出口に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○給油キャップの樹脂部が熔融して金属部と分離し、樹脂の一部が焼損部付近の床に溶着していた。</p> <p>○油受け皿上部にかかった消火剤には灯油が浸透していた。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品を消火せずに給油タンクキャップを十分に締めない状態で本体にセットしようとして灯油を当該製品周辺にこぼしたため、こぼれた灯油に着火して火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、給油時の注意として、「油漏れ確認、給油時消火、居室内給油禁止」の警告表示とともに、「使用前の給油のしかた」について表記されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
17	A201201005 平成25年2月25日(京都府) 平成25年3月8日	屋外式(RF式)ガス 瞬間湯沸器(都市ガ ス用)	(火災) 当該製品の周辺を 焼損する火災が発 生した。	<p>○当該製品の排気口の斜め上方約12cmの位置に天井から吊り下げられたエアコン室外機が設置されており、室外機の樹脂製吹出口が焼損していた。</p> <p>○排気口にススが付着しており、熱交換器はフィンがスス状の黒い異物でほとんど閉塞されていた。</p> <p>○フロントカバー内面に、左右及び下側の給気口から吸い込まれたと推定されるスス状の黒い付着物が認められた。</p> <p>○事故前、使用者はお湯がぬるいと感じており、事故の翌日にガス事業者が当該製品を点検する予定になっていた。</p> <p>○当該製品とエアコン室外機は、使用者が新築の当該住宅を購入したとき、すでに設置されていた。</p> <p>●当該製品の排気口前方にエアコン室内機が設置されていたため、排気の排出が妨げられ、排気の一部が再給気されるショートサーキットを起こし、長期使用(約17年)により徐々に不完全燃焼が進行し、熱交換器のフィン部がススで閉塞され、点火不良や途中消火等により排気口から排出された未燃ガスに引火し、噴き出した炎が前方のエアコン室外機の吹出口に燃え移ったものと推定される。</p>	
18	A201201008 平成25年2月27日(岩手県) 平成25年3月11日	石油ストーブ(開放 式)	(火災) 建物を全焼する火災 が発生し、現場に当 該製品があった。	<p>○使用者は当該製品に点火後、近くにあったこたつで睡眠を取っており、目を覚ますと部屋中に煙が充満していた。煙で当該製品の状況は確認できなかった。</p> <p>○燃焼筒にススの付着などの異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>○給油タンクの給油口口金は閉まった状態だった。</p> <p>○油受皿に灯油が漏れた痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の事故発生時の状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に着火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
19	A201201030 平成25年2月25日(青森県) 平成25年3月19日	石油ストーブ(密閉 式)	(火災、軽傷1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発 生し、1名が負傷し た。	<p>○対流用送風機はモーターの鋼板が溶融しているものの、モーターより機器内部にある羽根に変形や溶融は認められなかった。</p> <p>○定油面器に着火に至る異常は認められなかった。</p> <p>○基板及び配線から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○燃焼部及び排気経路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に着火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (製造期間から12~ 13年と推定)



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201201059 平成25年3月6日(新潟県) 平成25年3月26日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品の点火操作を行ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、本体正面の操作パネル、左側面の取っ手、背面の電池ケース、操作部基板など樹脂製部品が焼損していた。</p> <p>○使用者はマッチを用いて当該製品に点火した。</p> <p>○置台上には、ホコリが溜まっており、マッチ棒の燃えさが数本残っていた。</p> <p>○当該製品の油受皿に穴あきなどの灯油が漏れるような異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火に至る異常は認められないことから、点火時に用いたマッチによって当該製品内部に堆積していたホコリや樹脂製部品に着火し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「マッチの燃えかすは内部へ落とさないようにする」旨、記載されている。</p>	
21	A201201062 平成25年3月17日(北海道) 平成25年3月28日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品を使用中、外出し戻ったところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品の油受け皿内部から、ガソリン成分が検出された。</p> <p>○燃焼部はガラス外筒の外側にススが付着していたが、内筒や外筒内側にススの付着は認められなかった。</p> <p>○油受け皿に燃料漏れは認められなかった。</p> <p>●当該製品にガソリンを誤って給油したため、使用中に異常燃焼して火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書や本体には、「ガソリンなどの揮発性の高い油は絶対に使用しない」旨、記載されている。</p>	
22	A201300022 平成25年3月31日(宮崎県) 平成25年4月9日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○使用者は、乾燥させる目的で当該製品の上方に洗濯物を掛けていた。</p> <p>○当該製品の燃焼筒やガラス外筒にススの付着はみられず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の上方に掛けていた洗濯物が落下して火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「衣類などの乾燥に使用しないこと。乾燥するとストーブの熱気でゆれて落下し、火災の原因になる。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
23	A201300062 平成25年4月15日(新潟県) 平成25年4月24日	石油給湯機付ふろがま	(火災) 当該製品で給湯中、お湯が水になったため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品は家屋の外壁面に取り付けられており、当該製品の正面前方に木製の冬囲いが間隔を空けて設置されていた。</p> <p>○事故発生時、冬囲いは当該製品側に倒れかかっており、当該製品上部の排気口に近接した部分が燃えていた。</p> <p>○冬囲いが倒れた時期は特定できなかったが、事故現場周辺は事故の数日前から風が強かった。</p> <p>○当該製品のフロントカバーの排気口周囲はひどく焼けており、基板カバーにススの付着と熱変形があったが、基板に焼けた痕跡はなかった。</p> <p>○送油経路に油漏れは認められず、バーナー炎口部の詰まり、バーナーパッキンへの油の染み込み、燃焼部及び排気経路部の排気漏れも認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火に至る異常が認められないことから、当該製品の前方に設置された冬囲いが風雪などで倒れ、当該製品の排気口に近接したために、排気熱によって炭化した冬囲いに着火して火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から約13年と推定)
24	A201300104 平成25年5月6日(群馬県) 平成25年5月10日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。現場に当該製品があった。	<p>○使用者は普段から電気炊飯器を当該製品に乗せていることがあった。</p> <p>○当該製品は樹脂部が全て焼失し、金属部も著しく焼けた状態であった。</p> <p>○当該製品に電気炊飯器の溶融物とコードリールの端子が付着していた。</p> <p>●当該製品に電気炊飯器が乗った状態で点火されたため、火災に至ったものと推定される。</p>	
25	A201300105 平成25年4月27日(埼玉県) 平成25年5月13日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災、重傷1名、軽傷3名) 爆発を伴う火災が発生し、4名が負傷した。	<p>○当該製品に目立った損傷はなく、ガス漏れも認められなかった。</p> <p>○当該製品の動作及び燃焼状態に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品のグリル部に使用の形跡はなく、こんろは若干の汚れが認められる程度だった。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、当該製品以外の火元による事故と考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
26	A201300114 平成25年5月6日(熊本県) 平成25年5月15日	密閉式(BF式)ガス ふろがま(LPガス 用)	(火災、死亡1名) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生し、1名が死亡 した。	○当該製品は、上部の樹脂製操作パネル及びつまみ等が焼損していたが、下部は異常が認められなかった。 ○点火つまみは、消火位置であり、当該製品は使用されていなかったと推定される。 ○ガスホースには亀裂等の異常はなく、ガス漏れは認められなかった。 ●事故当時の状況が不明であるため原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と判断される。	
27	A201300116 平成25年5月4日(千葉県) 平成25年5月16日	石油給湯機付ふろ がま	(火災) 当該製品で給湯後、 湯温が低いため追 い焚きしたところ、停 電、当該製品から出 火する火災が発生 し、当該製品を焼損 した。	○当該住宅は海に近い場所にあり、当該製品は排水枡の真上に設置され、当該製品の外観にはさび止め剤が塗布されていた。 ○当該製品内部はふろバーナー側が焼損しており、ふろ燃焼室下部を覆っている鋼板が腐食し、燃焼室から燃焼ガスが漏れ出たススの痕跡が認められた。 ○当該製品は空焚き防止点検用コネクタに係るリコール対象品であったが、空焚き防止装置は正常に配線されており、点検用コネクタに係る事故ではなかった。 ●当該製品は設置環境等の影響でふろ燃焼室下部が腐食して損傷し、損傷部から漏れた高温の燃焼ガスが電線類や樹脂製の部品を熱劣化させ出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から22年 と推定)
28	A201300122 平成25年4月30日(北海道) 平成25年5月17日	石油ストーブ(半密 閉式、床暖房機能 付)	(火災、軽傷3名) 建物を1棟全焼する 火災が発生し、3名 が負傷した。	○当該製品は内部より外部の焼損が著しかった。 ○吸気口及び給気経路の焼損が著しかった。 ○定油面器には、灯油漏れで焼損した痕跡は認められなかった。 ○燃焼筒にススが薄く均等に付着していたが、ポットバーナー内部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。 ○電気部品に出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品は運転中に吸気口から高温の火災煙を吸い込み、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
29	A201300125 平成25年4月25日(北海道) 平成25年5月20日	石油ストーブ(半密閉式)	(火災) 建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品の煙突は、取扱説明書で禁止している簡易ペチカに接続された状態で使用されていた。</p> <p>○使用者が当該製品のポット内に溜まった灯油を新聞紙で吸い取った後、点火した直後、当該製品から出火した。</p> <p>○日常的に当該製品のポット内に灯油が溜まったり、配管がススにより、詰まったりすることがあったが、使用者自身で対処の上、継続使用しており、定期点検や修理等は実施していなかった。</p> <p>○当該製品は、事故現場から回収されず廃棄されていた。</p> <p>●当該製品は、当該製品の煙突は、簡易ペチカに接続されていたことから、通気不足により不完全燃焼が発生し、ポット内に溜まった未燃灯油や可燃性蒸気が異常燃焼し、出火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「機器が故障したり、火災の原因になることから、当該製品の煙突をペチカに接続しない」旨、記載されている。</p>	
30	A201300184 平成25年5月17日(山形県) 平成25年6月7日	石油ふろがま(薪兼用)	(火災) 当該製品を薪焚きで使用し、その場を離れたところ、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品本体に焼損及び変形等の異常は認められず、焼却口ふたの外面にススの付着は認められなかった。</p> <p>○当該製品の設置に問題はなく、当該製品周辺のブロック壁にススの付着は認められなかった。</p> <p>○焼損したボイラー室の柱は当該製品側面から45cm離れていた。</p> <p>○使用者は空気調節口を半分程度開いて使用していた。</p> <p>○当該製品の煙突の高さは4mしかなく、煙突トップが風圧帯に入っていた。</p> <p>●当該製品の空気調整口からススや火の粉が吹き出した痕跡がなく、焼損物との位置関係からも当該製品から引火したとは考えにくいことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
31	A201300192 平成25年5月1日(愛知県) 平成25年6月11日	石油ストーブ(開放式)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品に給油中の火災であり、本体は天板の焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品は給油時に自動消火する構造ではなかった。</p> <p>○カートリッジタンクは離れた場所であり、焼損はなく、ふた(ワンタッチ式)が開いていたが、ふたの開閉は確実に、中途半端に保持されることはなかった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、カートリッジタンクのふたに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
32	A201300206 平成25年6月4日(福島県) 平成25年6月18日	半密閉式(CF式)ガスふろがま(LPガス用)	(火災) 当該製品で追い焚き中、確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品はほぼ野ざらし状態で保管されていた中古品であり、業者による点検後に設置され、初めての使用で事故が発生した。</p> <p>○ノズルとメインバーナーの接続部周辺にススが付着し、上に広がっていた。</p> <p>○3か所のノズルの周辺にホコリが付着し、メインバーナーのガス入口に埃が付着していた。</p> <p>○熱交換器には水漏れの形跡や、内部のススの付着や閉塞はなく、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、ほぼ野ざらし状態で保管されていた中古品で、業者による点検後に設置されたものであったことから、ノズルとメインバーナー間にたまったホコリにより、ノズルから噴出されたガスが正常にメインバーナーに流れずメインバーナーのガス入口部から脇にあふれ、引火し出火したものと推定される。</p>	
33	A201300208 平成25年6月8日(北海道) 平成25年6月19日	迅速継手(都市ガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を接続してガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、事故当時、迅速継手タイプのガス栓に不完全な状態で接続され、当該製品に接続されていたガスホースは、当該製品の根元からU字状に曲がった状態で設置されていた。</p> <p>○当該製品は、摺動環と本体カバーの樹脂の一部に焼損が認められたが、プラグへの接続は正常であり、気密試験では異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品内部の作動環パッキンに、傷や異物等の付着は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、使用者により取り付けられた。</p> <p>●当該製品にガス漏れ等の異常は認められなかったことから、ガス栓のプラグにつながった当該製品のガスホースがU字状に曲がった状態で設置されていたため、不完全な状態で取り付けられていた当該製品が完全にプラグから外れず、ガスが漏れ、ガスこんろの火が漏れたガスに引火し、出火したものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の商品パッケージには、当該製品の取り付け方として「当該製品とプラグの接続は“カチッ”と音がするまで差し込んで下さい。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201300212 平成25年6月15日(兵庫県) 平成25年6月24日	密閉式(BF式)ガス ふろがま(都市ガス 用)	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品から出火 する火災が発生し、 当該製品を焼損し た。	<p>○使用者が、当該製品を使用中、異臭がしたので点火確認窓より確認すると、内部で異常燃焼しているのを確認し、点火確認窓より水を注いで消火した。</p> <p>○ホースエンドソケットが腐食し、亀裂が生じてガス漏れを起こしていた。</p> <p>○当該製品内部の水位スイッチのハーネスと高圧コードが焼損していた。</p> <p>○ホースエンドソケットの亀裂部より塩素や硫黄が検出された。</p> <p>○当該事故以前にガラス製の点火確認窓が割れて穴が開き、その状態で使用され続けていた。</p> <p>○使用者は、事故当日の2～3日前よりガスの臭気を感じていた。</p> <p>●当該製品は、何らかの要因で点火確認窓のガラスが破損し、そのままの状態で使用され続けたため、湯水が本体内に浸入しホースエンドソケットが腐食し亀裂が生じてガスが漏れ、バーナーの火が引火し内部を焼損したものであり、使用者がガス臭いことを知りながら使用を続けたために発生した事故と推定される。</p> <p>なお、本体表示及び取扱説明書には、「ガス漏れに気付いたら使用の中止と販売店やガス事業者への連絡を行う」旨、記載されている。</p>	・使用期間:29年
35	A201300243 平成25年3月16日(北海道) 平成25年7月8日	ガスこんろ(LPガス 用)	(火災) 建物を全焼する火災 が発生し、現場に当 該製品があった。	<p>○使用者は強火力バーナーを使用するつもりで点火操作を繰り返して行った。</p> <p>○器具栓つまみはグリルのみ「開」の位置となっていた。</p> <p>○天板中央部のグリル排気口周辺部が著しく焼損、腐食していた。</p> <p>●当該製品は、使用者が強火力バーナーを点火するつもりで誤ってグリルの器具栓つまみを数秒間押し回したため、グリル庫内にガスが滞留し、再点火操作時のスパークにより引火し、グリル排気口より炎が上がり、火災に至ったものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
36	A201300271 平成25年7月15日(大阪府) 平成25年7月19日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○使用者がグリルで調理したまま外出し、当該製品、ガス炊飯器に接続されたゴム管の一部、ガス炊飯器を含む雑品及び周辺の壁を焼損した。</p> <p>○汁受け皿の下側の遮熱板の中央部と右側に高温であった痕跡が認められた。</p> <p>○使用者はガス炊飯器のゴム管を当該製品の下を通して使用していた。</p> <p>○ガス炊飯器へ接続されたガス栓は、事故当時「開」の状態であった。</p> <p>●当該製品のグリルで調理中、使用者が外出したため、グリルの過熱で当該製品の下を通していたゴム管に亀裂が入って、漏れたガスにグリルのバーナーの火が引火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「ガス接続について、機器の下を通さない」「火をつけたままの外出禁止」の旨、記載されている。</p>	
37	A201300276 平成25年5月28日(岩手県) 平成25年7月22日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、死亡1名) 建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡した。	<p>○当該製品は内部より外部の焼損が著しかった。</p> <p>○右側こんろ背面の壁の焼損が著しかった。</p> <p>○右側こんろ上に置いていたフライパンの焼損が著しく、原形を留めていなかった。</p> <p>○過去に2歳の男児がこんろの点火ボタンを押すことが何度かあった。</p> <p>●当該製品の右側こんろ上に置いていたフライパンの油が過熱されて出火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
38	A201300290 平成25年7月2日(富山県) 平成25年7月26日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品のグリル用操作ボタンは点火状態であった。</li> <li>○使用者は、魚を焼くためにグリルに点火した後、当該製品から離れていた。</li> <li>○グリル庫内は焼損が著しく、グリル皿に魚のものとみられる骨が認められた。</li> <li>○当該製品には、ガス漏れなどの異常は認められなかった。</li> <li>●当該製品のグリルを使用中に、火をつけたままその場を離れたため、グリル庫内の魚などに着火して、火災に至ったものと推定される。</li> </ul> <p>なお、取扱説明書には、「調理物(魚など)の種類によっては、グリル消し忘れタイマーが作動する前に発火することがありますので、機器から離れないようにし、焼きすぎに注意してください。」旨、記載されている。</p>	
39	A201300293 平成25年7月13日(福岡県) 平成25年7月29日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故当時、当該製品の操作ボタンを押したところ、炎が上がった。</li> <li>○当該製品の下にゴム管が入り込んだ状態で設置されていたが、設置者は不明である。</li> <li>○グリルの下にあったゴム管の一部が焦げており、穴が開いていた。</li> <li>○当該製品のガス漏れ試験の結果、ガス漏れは認められなかった。</li> <li>●当該製品を設置した者は不明であるが、当該製品に接続されていたゴム管が当該製品の下に入り込んだ状態で使用されていたため、グリル底部の熱により、ゴム管が熱劣化して穴が開き、漏れたガスに操作ボタンを押した際の火花が引火し火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul>	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
40	A201300372 平成25年8月9日(静岡県) 平成25年8月27日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災、軽傷1名) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○事故前に当該製品のグリルで魚を焼き、その場を離れて火を消していなかった。 ○グリルは水入れ皿に水を入れるタイプであったが、水を入れたかなど使用状況は確認できなかった。 ●当該製品のグリルの火をつけたままその場を離れたため、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、取扱説明書には「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	
41	A201300396 平成25年8月18日(福岡県) 平成25年9月5日	カセットこんろ	(火災、軽傷1名) 当該製品に装着したカセットボンベが爆発する火災が発生し、当該製品及び周辺を焼損、1名が火傷を負った。	○ガスこんろのグリルを使用中、グリルの扉を開けた際にガスこんろから15cm程度離れて置かれていた当該製品に装置されたカセットボンベが爆発した。 ○事故発生時、当該製品は使用されていない。 ○カセットボンベは焼損しておらず、底が抜け、内圧の上昇により破裂した痕跡が認められた。 ●カセットボンベが過熱された原因の特定には至らなかったが、当該製品内のカセットボンベが外部からの熱で過熱され、ボンベ内の圧力が上昇して破裂したものと推定され、製品に起因しない事故と判断される。 なお、本体表示には、「使用後は容器を必ず取り外す。」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201300440 平成25年8月24日(静岡県) 平成25年9月25日	携帯用ガスこんろ	(重傷2名) カセットボンベが破裂し、2名が火傷を負った。	<p>○当該製品に携帯用ガスボンベを接続し、バーナー点火したところ、接続部分から炎が上がりガスボンベが破裂した。</p> <p>○当該製品はごとくが変形し、ボンベ接続部分の樹脂が熱溶融していたが、ガスボンベの接続は可能で、ガス漏れはなく、燃焼も可能であった。</p> <p>○破裂した専用ガスボンベのバルブパッキンは硬化・損傷していた。</p> <p>●当該製品に異常は認められないことから、携帯用ガスボンベ内のバルブパッキンの不具合により接続部からガスが漏れいし、バーナー点火時に引火して接続部分から炎が上がり、当該炎によりボンベが加熱され破裂に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	A201300441(携帯用ガスボンベ)と同一事故
43	A201300460 平成25年9月30日(埼玉県) 平成25年10月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	(火災) 当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで天ぷら調理していた。</p> <p>○使用者は調理後に火を消し忘れていた。</p> <p>○当該製品に焼損はなく、使用は可能であった。</p> <p>●当該製品に異常は認められないことから、調理油過熱防止装置が付いていない右こんろで天ぷら調理し、火を消し忘れたため、油が過熱して発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から絶対離れない。」「揚げ物調理する場合は必ず温度センサー付きバーナーを使用する。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
44	A201300477 平成25年10月6日(鹿児島県) 平成25年10月15日	ガスこんろ(LPガス用)	(火災) 当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、調理油過熱防止装置が付いていないガスこんろであった。</p> <p>○使用者は、鍋に油を入れこんろの火をつけたまま外出した。</p> <p>○油を入れた鍋をのせた左こんろの操作つまみは中火の位置にあった。</p> <p>●油を入れた鍋をこんろにのせ、火をつけたままその場を離れたため、油が過熱され発火し火災に至ったと推定され、製品に起因しない事故と判断される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止、料理中のものが燃えたりして火災の原因になる。特に天ぷら、揚げものをしているときは注意する。」の旨、記載されている。</p>	
45	A201300499 平成25年10月2日(埼玉県) 平成25年10月22日	屋外式ガス給湯付ふろがま(LPガス用)	(火災) ガスの供給が停止されていた時に、当該製品を使用しようとしたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該住宅はガス会社によりガスの供給が止められていたが、使用者は当該製品からお湯が出るか試していた。</p> <p>○マイコンメーター出口側のガス点検口に何らかのガス接続具を取り付けたシールテープの跡が残っていた。</p> <p>○当該製品のガス電磁弁にガス気密性がなく、電磁弁内部のゴム弁が外れていた。</p> <p>○ガス電磁弁内のゴム弁が外れる圧力は0.2MPaで、当該機器に通常供給されるガス圧(2.3~3.3kPa)では外れなかった。</p> <p>●当該製品のガス電磁弁内のゴム弁が外れていることから、使用者が何らかの方法で圧力調整器を介さずにLPガス容器をガス配管に接続し、当該製品に高圧のガスを直接供給したため、点火操作により異常燃焼が生じたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

## 資料5-(2)

## 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(2)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200736 平成24年9月29日(沖縄県) 平成24年12月28日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	(火災) 異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○火災発生時は台風による暴風雨であり、落雷などの異常気象が発生しやすい状況だった。</p> <p>○当該製品内にある端子台の100V電源線及びアース線の間接続されている電気部品が焼損していた。</p> <p>○当該製品の専用ブレーカーの中性線が溶断し、溶断部近傍のブレーカー取付鋼板(配電盤内)にも溶断し、穴があいた箇所が認められた。</p> <p>○当該製品の専用ブレーカーにある端子台の100V電源線及びアース線の間接続されている電気部品が焼損していた。</p> <p>●当該製品及び専用ブレーカーの中性線に落雷による高電流・高電圧が加わったため、内部部品が焼損したものと推定される。</p>	
2	A201200787 平成24年10月22日(千葉県) 平成25年1月18日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、サドルの取付部が破損し、転倒、負傷した。	<p>○約2か月使用した当該製品で平坦な歩道を走行していたところ、サドル部分が折れて転倒した。</p> <p>○当該製品のサドルの固定部は、複数の部品と1本の固定用ボルトで構成されており、ボルトを締め付けることでサドルの位置が固定される構造となっていた。</p> <p>○サドル固定部の各部品には、強い摩耗が認められたほか、固定用ボルトがネジ部で破断していた。</p> <p>○サドルの固定用ボルトは、販売時に販売事業者が締め付けていたが、十分なトルクで締め付けを行っていたかは不明であった。</p> <p>●当該製品の販売時にサドルの固定用ボルトの締め付けが十分でなかったために、使用中にサドルの固定部品が前後に動いてボルトのねじ部に繰り返し負荷が加わり、最終的にボルトが破断して事故に至ったものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201200789 平成25年1月15日(山形県) 平成25年1月18日	除雪機(歩行型)	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品を使用中にエンジン付近から出火した。</li> <li>○プライマーボタンから燃料が漏れていた。</li> <li>○事故の前日に、寒冷時の始動性を高める為に使用するプライマーボタンの修理を製造事業者の関連ではない修理業者に依頼していた。</li> <li>●当該製品はプライマーボタンの修理不良により燃料が漏れ、漏れた燃料がマフラーの熱により発火したものと推定される。</li> </ul>	
4	A201200823 平成24年12月30日(東京都) 平成25年1月24日	蛍光ランプ	(火災) 地下配送場で天井灯が点灯していなかったため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の片極の一部及び照明器具のランプ取付ソケットの樹脂部分の一部が溶融していた。</li> <li>○溶融していた当該製品の電極部は、フィラメントが焼失し、リード線及びリード線周囲のステムが溶融していた。</li> <li>○もう一方の電極部に異常は認められず、フィラメントにはエミッター(電子放射物質)が残存していた。</li> <li>○当該製品を取り付けていた照明器具は他社製(業務用のもので、約14年前の製品)であり、蛍光ランプが寿命を迎えた際の電流増加による口金部分の過熱に対する安全機能を備えていなかった。</li> <li>○寿命末期状態を想定した同等品を当該製品を取り付けていた照明器具(同等品)に接続し、再現試験を行ったところ、フィラメントに通常点灯時の数倍の電流が流れ、数日間通電を継続した。</li> <li>●当該製品を取り付けていた照明器具に蛍光ランプが寿命を迎えた際の安全機能がなかったことから、蛍光ランプの寿命末期時にあっても放電(高周波発振)を維持し、エミッターの代わりに低い電子放出能力を有するタングステンフィラメントから電子が放出され、フィラメントに高いエネルギーが注入されたことにより電極部が高温になり、口金の樹脂が溶融したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</li> </ul> <p>なお、日本工業規格では、平成18年以降、蛍光ランプの寿命末期時における蛍光灯電子安定器にランプ口金の過熱を防止するための適切な保護を有することを要求している。</p>	
5	A201200843 平成25年1月25日(福岡県) 平成25年1月29日	浴槽用温水循環器 (24時間風呂)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の内部部品から出火した痕跡は認められなかった。</li> <li>○当該製品の電源コードが途中で切断され、当該製品に使用されていない電源コードが接続されて延長されており、延長接続のために使用されていた接続端子に異常発熱の痕跡が認められた。</li> <li>○当該製品の設置事業者が、電源コードの延長接続を行っていた。</li> <li>●当該製品の設置時に電源コードを切断して、電源コードを延長した際、コードの接続部分に不良があったため異常発熱し、その影響で電源コードが短絡して出火したものと推定される。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
6	A201200922 平成25年2月5日(愛媛県) 平成25年2月18日	歩行器	(重傷1名) 当該製品を使用中、 当該製品のキャス ター一部が破損し、転 倒、負傷した。	○4個のキャスターの内、前輪キャスター1個の連結部品だけが使用中に破損した。 ○当該製品は破損箇所以外に異常は認められず、破損箇所からも破損に至る異常は認められなかった。 ○同等品の鉛直方向静的強度は2900N以上でJIS9264:2012による鉛直方向静荷重の試験を満足していた。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のキャスターに破損に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A201201035 平成25年3月3日(宮城県) 平成25年3月21日	電気毛布	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品から出火 する火災が発生し、 当該製品及び周辺 を焼損した。	○当該製品の器具用プラグ側付近の毛布端部が焼損し、焼損部のヒーター線が露出していたが、断線等の出火の痕跡はなくコントローラー基板の温度ヒューズに溶断は認められなかった。 ○焼損していない毛布生地内のヒーター線に、配置の乱れ等の痕跡は認められなかった。 ○器具用プラグ部は、コネクターが挿入された状態で表面が焼損しているが、X線観察からは、発火の痕跡は認められなかった。 ○コントローラー、電源プラグ及び電源コードに異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
8	A201201071 平成25年3月15日(埼玉県) 平成25年3月29日	電子レンジ	(火災) 当該製品を使用中、 当該製品から発煙 し、当該製品の内部 部品を焼損する火 災が発生した。	○インバーター基板の放電抵抗周辺に焼損が認められた。 ○インバーター基板の焦げ跡の裏側に焦げたゴキブリの死骸が認められ、放電抵抗の端子間で短絡しているのが認められた。 ○当該製品の外郭及び庫内は焼損しておらず、他の電気部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は内部のインバーター基板にゴキブリが侵入し、基板のはんだ面に付着したことにより端子間で短絡し、発煙に至ったものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
9	A201300031 平成25年4月1日(東京都) 平成25年4月11日	除湿機	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、外郭の一部が焼損していたが、電源基板、制御基板、モーター類、スイッチ類、圧縮機等の電気部品に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○電源コードを交換し動作確認を行った結果、正常に動作することを確認した。</p> <p>○電源コードは複数の箇所です断線し、溶融痕が認められたが、最も本体側の断線部には半断線の痕跡である多数の小さな溶融痕が認められた。</p> <p>●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の電源コードが過度な外力や機械的なストレスにより半断線状態となり、スパークが発生し、短絡、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
10	A201300043 平成25年2月14日(熊本県) 平成25年4月16日	コンセント	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品から屋内配線で分岐接続されている別のコンセントでエアコンが使用されていた。</p> <p>○当該製品内部に、接触不良などの出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品に差し込まれた屋内配線が当該製品の外側の位置で半断線状態になっており、異常発熱の痕跡が認められた。</p> <p>●当該製品の設置時の状況が不明であるため、原因の特定には至らなかったが、屋内配線が半断線状態となっていたため、エアコン等の使用により半断線部が異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
11	A201300209 平成25年6月5日(長崎県) 平成25年6月20日	延長コード	(火災) 火災報知機が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	<p>○当該製品のそばには介護トイレいすが設置されており、脱臭器用の電源アダプターなどが当該製品に差し込まれていた。</p> <p>○当該製品は焼損が著しく、内部の電極板は溶断しており、溶断部近くの入切スイッチ周辺から尿素が検出された。</p> <p>○他の電気部品に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の入切スイッチの隙間から尿等の液体が浸入したことにより、電極板間でトラッキング現象が生じて、外郭ケースが焼損し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「水のかかりやすい場所(風呂場、台所、観賞魚用水槽など)や結露が生じやすい場所では使用しない」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201300362 平成25年8月12日(愛知県) 平成25年8月22日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品はリモコンで電源が切られており、運転中ではなかった。</p> <p>○当該製品は正面から見て右側から焼損した状態であり、右側の薪置き場も著しく焼損していた。</p> <p>○当該製品右側の端子台、内部の制御基板やインバーター基板等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○コンプレッサー、ファンモーター等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:10年
13	A201300378 平成25年8月17日(山梨県) 平成25年8月29日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は正面から見て右側面と背面が焼損していたが、当該製品の電源プラグが差し込まれていた右側下部の壁面コンセント周辺の焼損が著しかった。</p> <p>○壁コンセントの下の床面には、束ねられた状態で電源コードが焼損し、電源コードの途中に熔融痕が認められた。</p> <p>○電源プラグと壁コンセントに出火の痕跡はなく、背面機械室内の電気部品や圧縮機に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品は約1年前に知人から譲り受けたもので、以前の使用状況等は不明である。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、通常の使用において力が加わらない箇所では電源コードが断線していることから、電源コードに過度な外力が加わったため、被覆が損傷して短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	



## 資料5-(3)

## 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件

(3)ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因であるか否かが特定できない事故として公表したもので、製品に起因する事故ではないと判断する案件

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200046 平成24年4月3日(福島県) 平成24年4月16日	発電モニタ(太陽光 発電システム用)	(火災) 落雷直後、当該製品 の送信機から発煙 し、送信機を焼損す る火災が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品の外観に焼損は認められなかった。</li> <li>○内部基板は、全体的にススが付着し、基板上のアース及び電源端子付近は著しく焼損し炭化が認められた。</li> <li>○内部基板のヒューズが溶断していた。</li> <li>○事故発生時に事故現場付近で落雷があった。</li> <li>●当該製品に分電盤から雷電流が流れたことにより、基板上の電源端子付近で絶縁破壊が生じて基板の一部が焼損したものと推定される。</li> </ul>	
2	A201200478 平成24年8月31日(茨城県) 平成24年9月28日	電気ケトル	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が発 生した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該製品は、故障した状態(沸騰しても自動でスイッチが切れない等、沸騰しない)で、約1年間電源プレート上に放置されていた。</li> <li>○ヒーターの中心部の一部が焼失し、空焚き防止用のサーモスタットの接点に著しい荒れが認められた。</li> <li>○当該製品は、水を入れずに電源スイッチを入れた場合、電源が切れずに空焚き防止用のサーモスタットが動作を繰り返す構造であった。</li> <li>●当該製品のヒーターの焼損が著しく、空焚き防止用のサーモスタットの接点に著しい荒れが認められたことから、電源スイッチが故障した当該製品を電源プレート上に放置したため、電源スイッチが導通した際に空焚き状態となりサーモスタットの接点が溶着し、ヒーターが制御不能となり異常過熱し出火に至ったものと推定される。</li> </ul>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201200635 平成24年11月10日(兵庫県) 平成24年11月27日	脚立(三脚)(アルミニウム合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、転落し、負傷した。	<p>○使用者が、畑で当該製品の昇降面を背に、踏ざん下より4段目から5段目に足を載せて高枝挟で柿の実を収穫中に転倒し、首の骨を骨折した。</p> <p>○後支柱が取付け上端部から約1250mmの位置で、背面から見て左方向に曲がっていたが、寸法・肉厚は社内基準値内で問題はなく、SG基準も満足していた。</p> <p>○後支柱取付け金具には、小さな亀裂が認められたものの、リコールの実施理由である後支柱取付け金具の破損状態には至っておらず、後支柱も外れていなかった。</p> <p>○事故時使用者が足を載せていた踏ざん下より4段目から5段目付近及び下側の支柱及び踏ざん等に変形等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品に異常は認められず、使用者が脚立昇降面を背に作業中にバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品には起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、本体表示及び取扱説明書には、転倒に関する注意と脚立を背にして使わない旨の表示がされている。</p>	
4	A201200640 平成24年11月8日(千葉県) 平成24年11月28日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて歩行中、側溝の鉄格子で滑って転倒し、負傷した。	<p>○当該製品は、靴底に軟らかいゴム製のブロックが複数配置された製品で、ブロックとブロックの間に溝がある製品であった。</p> <p>○当該製品を履いた使用者が、犬と散歩していたところ、犬に引っ張られて転倒し、右足首を骨折した。</p> <p>○使用者は、転倒する数歩前に側溝の溝蓋の上を通過していた。</p> <p>○側溝の溝蓋は、金属製の格子状になっており、ぐらつきが認められたほか、側溝と境界付近に段差が認められた。</p> <p>○使用者が、溝蓋の上で滑ったり、格子につまずいた可能性が考えられたが、詳細な状況は特定できなかった。</p> <p>○当該製品の靴底には摩耗、破損等はなく、異常は認められなかった。</p> <p>○安全靴のJISに準拠して、事故同等品の靴底の滑りやすさを調べたところ、乾燥状態での摩擦係数が1.02、湿潤状態での摩擦係数が0.53となり、安全靴に求められる摩擦係数0.20を上回っていた。</p> <p>●詳細な事故状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、事故品の靴底に摩耗や破損等の異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
5	A201200729 平成24年12月11日(徳島県) 平成24年12月27日	エアコン(室外機)	(火災) 室内の照明が消えたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○使用者は、事故発生当時、当該製品を使用していなかった。 ○当該製品は、ファンカバーとプロペラファンが焼失し全体が焼損していたが、ファンモーター、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品への電源供給は、室内機の基板に搭載されたリレーにより制御されているが、当該リレーの接点に溶着はなく、正常に作動した。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から約6年と推定)
6	A201200745 平成24年12月23日(福島県) 平成24年12月28日	温水洗浄便座	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源プラグに焦げが見られ片方の栓刃が焼損していたが、どちらの栓刃にも変形は認められなかった。 ○焼損している栓刃は痩せ細っている箇所があり、その近傍に溶融痕が認められた。 ○電源プラグ内の栓刃と電源コードの接続部に異常は認められなかった。 ○壁コンセントの取付け金具にさびが発生しており、コンセント上にさびの粉が堆積していた。 ○当該製品の外観に変色や変形の異常は認められなかった。 ●当該製品は、コンセントの受け刃と電源プラグの栓刃との間にさびや緩み等の接触不良が発生し、接触抵抗が増大してスパークが発生したことにより火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
7	A201200755 平成24年12月16日(新潟県) 平成25年1月4日	電気こんろ	(火災) 当該製品で鍋に入れた天ぷら油を加熱中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品で天ぷら鍋を加熱したまま寝入ってしまい、鍋の油から炎があがった。 ○当該製品に出火に至る異常は認められなかった。 ○同等品と事故時に使用されていたものと類似の鍋(直径20cm深さ9cm)を用いて天ぷら油(500cc)の過熱試験を行った結果、約22分で出火した。 ●当該製品は、天ぷら鍋を加熱したまま放置されたため、油が過熱して火災に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「天ぷらなど油を使う調理中はその場を離れない」旨、記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
8	A201200784 平成25年1月8日(神奈川県) 平成25年1月17日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はほぼ全焼状態で、壁面の取付板から落下していた。 ○ファンモーター、制御基板等に、出火した痕跡は認められなかった。 ○電源コードは途中で手撚り接続されており、当該接続箇所には溶融痕が認められた。 ●当該製品の電源コードが切断され手撚り接続されていたため、接続部で異常発熱し出火したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、電源コードを改造した者の特定には至らなかった。	・使用期間:不明 (製造時期から約16年6か月と推定)
9	A201200788 平成24年12月30日(東京都) 平成25年1月18日	コンセント	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品内部の屋内電線の接続部が異常発熱し、溶融痕が生じていた。 ○屋内電線が接続部に適切に挿入されていない痕跡が認められた。 ○屋内電線は酸化発熱によりやせ細っていた。 ○当該製品の刃受けに接触不良の痕跡は認められなかった。 ●当該製品を設置、施工した際に、屋内電線の挿入が不十分であったため、電線接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。	
10	A201200791 平成24年12月28日(岡山県) 平成25年1月18日	エアコン	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コードは途中から手撚りで継ぎ足し接続しており、接続部で溶断していた。 ○電装ボックス内の制御基板、内部配線等に焼損は認められなかった。 ○設置事業者は不明であった。 ●当該製品の電源コードが途中から手撚りで継ぎ足し接続されたことにより、接続部が異常過熱し、火災に至ったものと推定される。	・使用期間:約17年
11	A201200816 平成24年12月28日(群馬県) 平成25年1月23日	延長コード	(火災) 当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源コードに溶融痕が認められたものの、断線部は床面より上部にあり、芯線のつぶれは認められなかった。 ○プラグ部は、樹脂が溶融しているが、栓刃、リベット、コンセント接触面に異常は認められなかった。 ○タップ部はススが付着していたが、樹脂の溶融、焼損等は認められなかった。 ○溶融痕解析を行った結果、一次痕か二次痕かの特定には至らなかったが、断線部が通常の使用状態で応力がかからない位置であることから二次痕と判断した。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
12	A201200826 平成25年1月15日(岩手県) 平成25年1月25日	電気温風機	(火災) 店舗のトイレで当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、店舗のトイレで冬期に24時間運転で使用されており、購入してから約6年間手入れをしたことがなかった。</p> <p>○モーターは全体的に焼損し、モーターコイルの一部に溶融痕が認められた。</p> <p>○ヒーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●購入後(約6年間)手入れをせず冬期に24時間連続で使用したため、大量のホコリが吸気口(後面下部)や内部に付着し吸気が不十分となったため、本体内部の温度上昇に伴いモーターコイル部も高温になり、コイルの絶縁皮膜が劣化しスパークが発生し、周辺の埃に着火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書にはお手入れの方法として、「ときどき電気掃除機等で吸気口や温風吹き出し口の埃を取り除く」旨、記載されている。</p>	
13	A201200829 平成25年1月14日(東京都) 平成25年1月28日	携帯電話機	(火災、軽症1名) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が負傷した。	<p>○当該製品の側面の焼損は著しいものの、コネクタ一部の焼損の程度は軽く発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○バッテリーは膨張していたが、バッテリー内部の負極(銅箔)に短絡した痕跡は認められなかった。</p> <p>○基板に出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
14	A201200842 平成24年12月23日(東京都) 平成25年1月29日	運動器具(EMS機器)	(重傷1名) 当該製品を1ヶ月程度毎日使用していたところ、背中と腹部に低温火傷を負った。	<p>○使用者は、ベルト状の当該製品を腹部に巻き、毎日30分程度使用していた。</p> <p>○ベルトの前後には、導電パッドがついており、使用者は取扱説明書に従って導電パッドに付属のジェルシートを貼付していた。</p> <p>○使用者の下腹部と背中には、それぞれ2か所に皮膚の炎症が認められ、炎症箇所はジェルシートとの接触位置に近いところだったが、炎症の範囲はジェルシートの大きさよりも広がった。</p> <p>○当該製品に破損はなく、動作に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品を45分間使用したときの機器本体及び被験者の肌の最高温度は、それぞれ25℃と36℃であり、30分～1時間の接触で低温火傷を発症する目安の温度(46℃)を下回っていた。</p> <p>○当該製品のジェルシートを用いた使用者自身によるパッチテストは実施できなかった。</p> <p>○同等品のジェルシートについて成分を分析したところ、検出された物質の中に、既知のアレルギー原因物質は認められなかった。</p> <p>○同じ時期に当該製品を使用していた使用者以外の者には、同様の症状は出ておらず、過去に当該製品型式による同種事故もなかった。</p> <p>●当該製品の表面温度が低温火傷の目安となる温度を下回っていることから、ジェルシートに含まれていた成分によってアレルギー反応を起こした可能性が考えられるが、既知のアレルギー原因物質は検出されず、当該製品型式による同種事故も発生していないことから、被害者個人の感受性による可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
15	A201200845 平成24年11月28日(北海道) 平成25年1月30日	靴	(重傷1名) トレーニング効果を目的とした当該製品を履いて室内階段を下降中、左足を負傷した。	<p>○当該製品は、トレーニング効果を生み出す事を目的とした製品であることを販売時に説明を行っており、消費者も理解して使用していた。</p> <p>○靴底に剥がれや意匠の欠け、異常な摩耗・劣化等がなく、靴甲部にも破損は認められなかった。</p> <p>○同等品による試着試験においても過度な不安定感や足への負担は認められなかった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、製品内部の取扱説明書には、事故防止と安全のために、階段や坂などの段差、エスカレーター、電車やバスなどの乗りおり、また滑りやすい場所などでのご使用は十分注意してくださいといった旨の使用上の注意の表示がされている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
16	A201200886 平成25年2月1日(東京都) 平成25年2月8日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	(火災) 当該製品を使用したまま就寝したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○台座の電源スイッチ周辺から本体側面にかけて焼損及び溶解していた。 ○電源スイッチに出火した痕跡は認められなかった。 ○コントロール基板及びメイン基板は、溶解した台座が一部付着し、また煤けていたが、出火した痕跡は認められなかった。 ○ファン、転倒時OFFスイッチ、サーモスタットに、異常は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
17	A201200905 平成25年1月29日(岡山県) 平成25年2月14日	電気洗濯機	(火災) ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は、事故発生当時、使用されていなかった。 ○当該製品の正面から見て左側面及び上面が著しく焼損していたが、コントローラー基板、内部配線、電源コード等の電気部品には出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
18	A201200907 平成25年1月29日(東京都) 平成25年2月14日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品の内外接続電線を焼損する火災が発生した。	○当該製品の端子台に焼損が認められた。 ○内外接続電線に事業者所定のケーブルではなく、より線が使用され、棒端子を使用して、室外機端子台に接続されていた。 ○内外接続電線の棒端子のカシメ部に溶融痕が認められた。 ○端子台以外の電装部に異常は認められなかった。 ●当該製品は、内外接続電線に事業者所定のケーブルではなく、より線に棒端子を接続し、室外機端子台に接続されており、より線と棒端子の接続不良により、内外接続電線と棒端子の接続部が異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。	・使用期間:不明 (製造時期から約2年と推定)
19	A201200913 平成25年2月5日(高知県) 平成25年2月15日	電動車いす(ハンドル形)	(火災) 軒下に保管していた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は後面より前面の焼損が著しかった。 ○バッテリーの配線及び基板からの配線に断線や溶融痕は認められなかった。 ○メイン基板はほとんど焼損していなかった。 ○ハンドル部にある電源スイッチや操作部、液晶表示部分は焼損が著しく確認できなかったが、外部からの延焼により焼損したものと確認できた。 ●当該製品は焼損が著しいが、残存部品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
20	A201200918 平成25年2月2日(高知県) 平成25年2月18日	電話機	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品の本体に焼損は認められず正常に動作した。</p> <p>○当該製品の電源アダプターの外郭(樹脂製)は外側の焼損が著しく、露出コンセントに接続された状態で炭化していたが、露出コンセントと電源アダプターの間には焼損は認められなかった。</p> <p>○電源アダプターの基板は炭化し一部銅箔に断線が認められたが、断線部に溶融は認められなかった。</p> <p>○電気部品は全て残存しており、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
21	A201200934 平成24年3～4月(岡山県) 平成25年2月20日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 転倒し、負傷した。	<p>○使用者は、約一年前に当該製品で上り坂を走行中に2度転倒し、怪我を負った。</p> <p>○当該製品には異常は認められず、使用者は当該製品を継続使用していた。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
22	A201200946 平成25年2月7日(岡山県) 平成25年2月25日	電気洗濯機	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	<p>○電源コード及び内部配線は焼損して芯線が露出していたが、差込プラグから基板接続部までに溶融痕は認められなかった。</p> <p>○基板上のコンデンサーには被熱による膨張が見られたが、実装された他の電装部品に異常は認められず、パターン線も溶融痕等の異常は認められなかった。</p> <p>○洗濯モーター及びヒーターは焼損していたが異常過熱の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
23	A201200962 平成24年12月9日(京都府) 平成25年2月27日	折りたたみ椅子(脚立兼用)	(重傷1名) 当該製品を使用中、バランスを崩して転倒し、負傷した。	<p>○使用者が当該製品を畳の上に置き、最上段に立って蛍光灯の取替え作業を行っていたところ転倒し負傷した。</p> <p>○当該製品は、1脚の滑り止めキャップが装着されていなかったが、本体に破損や変形は認められなかった。</p> <p>○同等品を用いて、畳、カーペット及びコンクリートの上で安定性を確認した結果、顕著ながたつきや転倒に影響するような要因は認められなかった。</p> <p>●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、安定性に異常が認められなかったことから製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、同等品を用いてSG基準の住宅用金属製脚立に規定される安定性試験を行った結果、異常は認められなかった。</p>	
24	A201200964 平成25年2月15日(神奈川県) 平成25年2月28日	椅子(踏台兼用)	(重傷1名) 当該製品に乗って作業中、落下して転倒し、負傷した。	<p>○使用者は、木製の当該製品の天板の右側に立って、1.8mの高さの下駄箱の上に置いた物品を確認する作業をしていた。</p> <p>○作業終了後、使用者は下駄箱の上に手をおいた状態で当該製品の左側方向に移動したところ、身体が浮いて背中から落下した。</p> <p>○使用者は、転倒する際に身体を当該製品にぶつけていないと証言していた。</p> <p>○使用者が転倒した直後、当該製品がどちら向きに倒れたかは特定できなかった。○当該製品の各部寸法に異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品の右前脚が破断しており、破断部には製品の前後方向に外力を受けたことを示す痕跡が認められた。</p> <p>○右前脚と座面及び幕板との接続部に隙間が生じていた。</p> <p>○当該製品は、出荷前に400kgの負荷を天板に加えて60分間放置し、異常の有無を調べる検査を受けており、これに合格していた。</p> <p>●事故状況の詳細が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、出荷前の強度検査の結果に異常が認められないことから、事故時に右前脚の前後方向に強い外力を受けて破断したか、又は事故以前に右前脚が強い外力を受けて破損し、事故時に破断したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
25	A201200984 平成25年2月20日(宮城県) 平成25年3月5日	水槽用ヒーター	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品を使用中、当該製品を入れていた貯水槽底部の一部が焦げて発煙した。貯水槽以外に被害はなかった。</p> <p>○貯水槽はしきりで2つに分けられており、片側だけに水が入っていた。</p> <p>○使用者は貯水槽の空の方の底部に当該製品を横向きに置き、水が入った方にサーモスタットを入れて放置していた。</p> <p>●当該製品を空の樹脂製の貯水槽に入れ、通電状態のまま放置したことでヒーターが空だき状態となり周辺の樹脂を焦がしたため、発煙に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「空気中での空だきは絶対に使用しない。火災の原因となる」旨、当該製品の台紙には、「必ず水中で使用する」旨、注意表記されている。</p>	
26	A201200995 平成25年2月25日(東京都) 平成25年3月7日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の冷凍室内の除霜のため、使用者がアイスピックを冷凍室内の壁面及び底面に突き刺した。</p> <p>○冷凍室の壁面及び底面には、アイスピックによる無数の穴や傷が認められた。</p> <p>○冷凍室の壁内部の冷媒配管に貫通孔が認められた。また、冷凍室底面内部に位置したと推定される内部配線に断線及び溶融痕が認められた。</p> <p>○断線部周辺(冷蔵室天面)の焼損が著しかった。</p> <p>○冷媒配管から冷媒が漏れ、圧縮機が常時過負荷運転を継続したため巻線が絶縁劣化しレイヤショートが発生し過電流が流れたが、使用者はブレーカーが作動しては復帰することを何度も繰り返していた。</p> <p>●当該製品の内部配線を損傷させたため、内部配線が異常発熱し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「冷却器の霜をキリやナイフでとることは、冷却器の表面を傷め、穴あきの原因になり、冷媒が漏れて冷えなくなるため絶対にしない」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
27	A201201017 平成25年2月24日(富山県) 平成25年3月14日	電気脱水機	(重傷1名) 飲食店で食材(海老)を当該製品(衣類用)で脱水中、異音とともに当該製品が破損し、1名が負傷した。	○当該製品の蓋が破損していた。 ○当該製品は衣類用の脱水機であるが、使用者は飲食店の厨房内で、脱水用のネットに入れた食材の脱水を行っていた。 ○同等品による再現試験の結果、脱水用のネットを使用して運転した場合、異常振動することがあった。 ●当該製品を用いて脱水用のネットに入れた食材を脱水していたことから、脱水用のネットによって、脱水槽のバランスが悪くなり、異常振動が発生し、転倒するなどによって、蓋などの部品が破損して飛散したものと推定される。 なお、当該製品の本体表示には、「家庭用であり、業務用での使用、衣類・タオル以外の物を脱水をしない。」旨、取扱説明書には、「衣類・タオル以外の物を脱水をしない、洗濯ネットに入れて脱水しない。」旨、記載されている。	
28	A201201043 平成25年3月8日(島根県) 平成25年3月22日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○事故発生当時、当該製品は使用されていなかった。 ○内部電気配線、電気部品及び基板には溶融痕等の異常は認められなかった。 ○電流ヒューズはいずれも溶断していなかった。 ○端子板接続部に過熱の痕跡はなかった。 ●当該製品は火災発生時には運転されておらず、出火の痕跡も認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと推定される。	・使用期間:不明 (製造期間から11~12年と推定)
29	A201201072 平成25年3月18日(山形県) 平成25年3月29日	電気ストーブ	(火災) 台座を外して当該製品を使用中、当該製品が倒れ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は当該製品に台座を取り付けずに使用していた。 ○前方に倒れた当該製品の下から衣類や枕等の炭化物が多数確認された。 ○転倒時オフスイッチの端子全体にススが付着していたが、接点部にススは付着していなかった。 ○電気部品及び配線に出火に至る異常は認められなかった。 ●当該製品は台座を取付けずに使用されたため、使用中に転倒時オフスイッチが動作しない角度に傾き、衣類及び枕などの繊維物に接触して引火し、火災に至ったものと推定される。 なお、本体及び取扱説明書には、「台座を本体に取り付けない状態で使用しない」旨の表示が記載されている。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
30	A201201076 平成23年5月3日(埼玉県) 平成25年3月29日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、歩道の段差にぶつかった際、ハンドルポストに顔を殴打し、負傷した。	<p>○使用者が当該製品で走行中に、バスを避けようとして歩道の段差にぶつかり、ハンドルステムの上面部に顔をぶつけて負傷した。</p> <p>○事故時の走行速度、段差の高さ及びブレーキ操作の有無等については特定できなかった。</p> <p>○使用者の家族から、ハンドルステム上面に設けられた貫通穴の縁部が鋭利であるとの指摘があった。</p> <p>○ハンドルポスト上面の外観には、走行やハンドル操作に支障をきたすような異常は認められなかった。</p> <p>○玩具安全基準第1部 5.17(鋭い金属製及びガラス製縁部)に定める試験方法により、ハンドルステム上面の穴縁部周辺の鋭利さを調査した結果、異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品のハンドルステムの上面の穴縁部に異常が認められないことから、使用者が段差にぶつかった際にハンドルステムに顔を強くぶつけたために負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
31	A201300019 平成25年3月27日(和歌山県) 平成25年4月8日	ACアダプター(タブレット端末用)	(火災) タブレット端末を装着しない状態で当該製品をコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品内部の電気部品に発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○インレットピン付近の焼損が著しく、インレットピンが脱落していた。</p> <p>○当該製品はインレット部を上にしての背もたれに立てかけられていた。</p> <p>●当該製品は、インレット部付近の焼損が著しいため事故原因の特定には至らなかったが、内部の電気部品に発火の痕跡は認められないことから、水分や微小な異物が侵入して発火に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故であると推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
32	A201300034 平成25年4月1日(兵庫県) 平成25年4月15日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○電源コードが本体側コードプロテクターの出口付近で素線が全断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○断線部の素線は振れてばらけており、屈曲や引っ張り等の機械的ストレスを受けた痕跡が認められた。</p> <p>○コードプロテクターは先端部が焼損していたが、本体根元部は原形を留めていた。</p> <p>○製品内部の部品や配線に焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>○同等品を確認したところ、コードプロテクター出口部で電源コードの素線に折れ曲がり認められた。また、同じ店舗で使用されていた製品の電源コードにコードプロテクター出口部で半断線が認められた。</p> <p>●当該製品の本体側コードプロテクター付近の素線に屈曲を受けた痕跡が認められたため、使用中及び保管時にコードプロテクター付近に繰り返し屈曲や張力等の機械的ストレスが加わり、素線が断線しスパークにより発火したものと推定される。</p> <p>なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準を満足しており、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったり、たばねて使用しない。」旨、記載されている。</p>	
33	A201300042 平成25年3月29日(兵庫県) 平成25年4月16日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○電源コードが本体側コードプロテクターの出口付近で素線が全断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○断線部の素線は振れており、屈曲や引っ張り等の機械的ストレスを受けた痕跡が認められた。</p> <p>○コードプロテクターは先端部が焼損していたが、本体根元部は原形を留めていた。</p> <p>○製品内部の部品や配線に焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の本体側コードプロテクター付近の素線に屈曲を受けた痕跡が認められたため、使用中及び保管時にコードプロテクター付近に繰り返し屈曲や張力等の機械的ストレスが加わり、素線が断線しスパークにより発火したものと推定される。</p> <p>なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準を満足しており、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったり、ねじったり、たばねて使用しない。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
34	A201300056 平成25年1月23日(東京都) 平成25年4月22日	湯たんぽ	(重傷1名) 当該製品を使用して就寝中、低温火傷を負った。	<p>○使用者は、当該製品をふとんの中に入れてそのまま就寝した。</p> <p>○使用者は当該製品を付属のカバーに入れて使用していた。</p> <p>○同等品を用いて再現試験を行ったところ、熱湯を入れてから8時間経過後のカバー中央部の温度は44.8℃であった。</p> <p>●使用者が当該製品をふとんの中に入れてそのまま就寝し、長時間足に接触させて使用したため低温火傷に至ったものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書と本体キャップには、低温火傷についての警告表示がなされており、「布団が暖まったら湯たんぽを布団から取り出す」旨、記載されていた。</p>	
35	A201300057 平成25年3月7日(沖縄県) 平成25年4月22日	携帯電話機	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品内の電池パックは膨張していたが、電池パックに外力によるへこみ等の異常は認められなかった。</p> <p>○電池パックを解体し内部を確認したところ、電池パック外郭の裏側に変色などの異常は認められなかった。</p> <p>○電気パック内の負極板に短絡痕などの異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品内部の基板は原形を留めており、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
36	A201300060 平成25年4月8日(富山県) 平成25年4月23日	電気こたつ	(火災) 建物3棟を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。	<p>○当該製品のヒーターユニット単体をこたつ内の床に置いて使用していた。</p> <p>○当該製品の電気部品から出火した痕跡は認められなかった。</p> <p>○現場には、他に火災の原因となる製品はなかった。</p> <p>●当該製品のヒーターユニット単体をこたつ内の床に置いて使用していたことにより、こたつ布団など周辺の可燃物と接触して出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の本体表示には、「床などに置いて使うことは絶対にしない。」旨、取扱説明書には、「ヒーターユニット単体では使用しない、火災の原因となる。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
37	A201300064 平成25年4月13日(東京都) 平成25年4月25日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 前輪がロックし、転 倒、負傷した。	<p>○使用者が当該製品で走行していたところ、「ガチッ」という音がして当該製品の前輪がロックした。</p> <p>○当該製品の前ホークは、車体後方に変形しており、左側のブレーキシューが前輪の側面に接触する状態になっていた。</p> <p>○前輪のスポーク1本に局所的に湾曲している箇所が認められた。</p> <p>○前ホークの右のホーク足には、異物が接触した痕跡が認められた。</p> <p>○前輪を回転させて湾曲したスポークを前ホークの位置にあわせると、スポークの湾曲部とホーク足の接触痕の位置が一致した。</p> <p>○右の前輪泥よけステー内側及び前輪泥よけ表面には、異物が接触した痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品の部品類に脱落は認められず、事故現場にも異物は確認できなかった。</p> <p>○使用者の着衣や所持品に前輪と干渉する可能性があるものは認められなかった。</p> <p>●異物の詳細が特定できなかったため事故原因の特定には至らなかったが、事故発生時の異音や車体に残った接触痕から、走行中に前輪の右側から異物が巻込まれ、前ホークの後方に接触して前輪をロックさせたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
38	A201300093 平成25年4月17日(長崎県) 平成25年5月8日	電気こたつ	(火災) 建物を全焼する火災 が発生し、現場に当 該製品があった。	<p>○事故現場において、当該製品のヒーターユニットの器具用プラグの位置はコンセントの位置と反対側であったため、器具用プラグとコードの接続部はコンセント側に引っ張られる状態であった。</p> <p>○当該製品のヒーターユニットに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○器具用プラグのコードスプリング先端付近で、電源コードの断線箇所に熔融痕が認められた。</p> <p>○電源コードの器具用プラグ及び中間スイッチの表示から、電源コードは当該事業者の製品ではないことが判明した。</p> <p>●当該製品に使用されていた他社製の電源コードの器具用プラグ側が過度に引っ張られる状態であったため、電源コードが損傷しスパークが発生して出火に至ったものと推定され、当該製品に起因しない事故であると判断される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
39	A201300102 平成25年4月11日(北海道) 平成25年5月10日	電気融雪マット	(火災) 車庫内で当該製品 を使用中、当該製品 及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<p>○使用者は融雪用の当該製品を工事用養生シートと発泡断熱シートで覆い、その上に苗の保温用の樹脂ケースを置いていた。</p> <p>○当該製品は中央部が焼失していたが、残存した電気部品に出火に至る異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品に樹脂ケースの溶融物が付着していた。</p> <p>○類似品を通電してシートで覆うと、覆われた部分は時間経過とともに緩やかな温度上昇が認められた。</p> <p>●当該製品は工事用養生シートと発泡断熱シートで覆われて使用されたため、熱がこもって異常発熱し、火災に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「マットの上に熱のこもりやすい紙、布、木片等のないことを確かめる。発煙、火災の原因となる恐れがある。」旨、注意表記されている。</p>	
40	A201300108 平成25年5月6日(大阪府) 平成25年5月13日	IH調理器	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品はスイッチ部を中心に著しく焼損していたが、スイッチ基板のプリントパターンに欠損はなく、また基板上の部品、接続配線に異常は認められなかった。</p> <p>○内部のメイン基板に焼損はなく、電流ヒューズも作動していなかった。</p> <p>○電源コードの被覆の一部が焼損して芯線が露出していたが、当該部位から発火した痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
41	A201300120 平成25年3月28日(静岡県) 平成25年5月17日	テーブルタップ	(火災) 複数の電気製品を 接続していたところ、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	<p>○当該製品はタップ付け根のコードが約6cm焼損し、芯線は両極とも部分的に断線した状態になっていた。</p> <p>○タップ内部に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○タップには定格(1000W)を超える製品(1500W以上)が接続されていた。</p> <p>●当該製品のタップ側コードに屈曲や引っ張りによる外力が加わって部分的に断線が生じ、さらに定格容量を超えて使用していたため、コード被覆の炭化が進行し、スパークにより出火に至ったものと推定される。</p>	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
42	A201300128 平成25年5月13日(佐賀県) 平成25年5月20日	電気温水器	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	<p>○当該製品の制御装置が全体的に焼損し、ヒーターリレーのケースは大部分が焼失していた。</p> <p>○ヒーターリレーの200Vヒーター側の圧着端子が溶断していた。</p> <p>○ヒーターの絶縁性能、抵抗値等は正常であり、制御装置以外に異常は認められなかった。</p> <p>○5年程前に当該製品のヒーターリレー部分が修理・交換されていた。</p> <p>●当該製品を修理・交換した際にヒーターリレーのねじの締め付けが不十分であったため端子部が異常過熱し、ヒーターリレーのケースが焼損し、周辺の可燃材や電源電線の絶縁被覆などに延焼したものと推定される。</p>	
43	A201300147 平成25年5月14日(兵庫県) 平成25年5月27日	電気冷蔵庫	(火災) 事務所で当該製品 及び周辺を焼損する 火災が発生した。	<p>○背面上部と背面下部の機械室が著しく焼損していたが、冷蔵庫内の電気部品及び機械室内の内部配線に断線や溶融痕は認められなかった。</p> <p>○圧縮機の始動リレー、オーバードリレーに焼損等の異常は認められなかった。</p> <p>○制御基板は、DC回路用コネクタ周辺の基板が炭化しているが、リード線の断線等の異常は認められず、基板部品に欠落や出火の痕跡も認められなかった。</p> <p>○電源プラグ及び電源コードに断線や溶融等の異常は認められなかった。</p> <p>○消防到着時、既に使用者によって事故現場が片づけられていた。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
44	A201300174 平成25年5月24日(福岡県) 平成25年6月5日	脚立(アルミニウム 合金製)	(重傷1名) 当該製品で作業中、 転倒し、負傷した。	<p>○事故当時、使用者は当該製品の踏ざんにまたがって清掃作業を行っていた。</p> <p>○片側昇降面の左側支柱は、右側方向に変形し、右側支柱には亀裂が認められ、全体として右側支柱の外側から荷重が加わって破損・変形した様相であった。</p> <p>○支柱の寸法や強度に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の強度等に異常はみられないことから、使用者が踏ざんに跨り、清掃していた際、バランスを崩して転倒し、転落した使用者の身体が傾いた状態の脚立の支柱に接触したため、支柱及び踏ざんが破損、変形したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書及び本体表示には、「昇降面の左右方向に転倒しやすいので十分注意して使用すること。」旨、記載されている。また、当該製品はSG基準に適合していた。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
45	A201300183 平成25年5月27日(千葉県) 平成25年6月7日	電気がま	(火災) 当該製品を保温状態 で使用、当該製品を 焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品は、背面及びコードリール付近の焼損が著しいものの、その他の電気部品は焼損していなかった。</p> <p>○コードリール部は、コードリールの接点の変形や異常発熱の痕跡はなく、コードリールの内部配線との接続部にも、異常発熱の痕跡は認められなかった。</p> <p>○外郭は、内側より外側の方が焼損が著しかった。</p> <p>○当該製品は、使用中のガスこんろのそばで使用されていた。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
46	A201300210 平成25年2月9日(北海道) 平成25年6月21日	踏み台(アルミニウム 合金製)	(重傷1名) 当該製品を使用中、 転倒し、負傷した。	<p>○使用者は、当該製品の天板の上で作業中に転落して負傷した。</p> <p>○当該製品の支柱は、踏みざん取付け部で破断し、破断面等から内側方向に折れ曲がった形跡が認められた。</p> <p>○支柱の材質、寸法及び硬さに異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品の材質及び寸法等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定されるが、事故当時の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかった。</p> <p>なお、当該製品は、SG基準の強度試験を満足していた。</p>	
47	A201300217 平成25年6月12日(広島県) 平成25年6月27日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて 歩行中、転倒し、負 傷した。	<p>○当該製品は、ヒール(高さ約90mm)のある女性用サンダルであった。</p> <p>○使用者は、路面が舗装されていない凹凸のある道を歩行中に転倒した。</p> <p>○当該製品は、靴底の摩耗、劣化、及び甲バンドの破損等の異常は認められなかった。</p> <p>○当該製品は、左右の靴で寸法・構造に顕著な違いは認められず、製品仕様の範囲内であった。</p> <p>●詳細な路面状態及び歩行状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
48	A201300219 平成25年6月11日(佐賀県) 平成25年6月28日	テレビ(ブラウン管型)	(火災) 当該製品の電源を付けた後、異臭に気付き確認すると、電源が落ちていたためリモコンで電源の入切りを繰り返したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品には半年前から画面にちらつきが出始め、2か月前からは焦げ臭いにおいを感じるがあったが、そのまま使用を継続していた。</p> <p>○当該製品には多量の汚れ及び埃が付着しており、特に製品内側には茶色のペースト状の異物が全体に付着していた。</p> <p>○ブラウン管背面に取り付けられているアノード(ブラウン管に高電圧を供給する部箇所)キャップ及びブラウン管上方にあるアース部に放電痕が認められ、アース部上方に位置する前カバーには穴が開いていた。</p> <p>○アノードキャップ上方のバックカバーから前カバー天板に開いた穴まで連続した放電痕が認められた。</p> <p>●当該製品内部に異物が付着して、高電圧が印加されたアノード部分からバックカバーへの放電現象が起き、カバーの一部が焼損したものと推定され、異常に気付きながら使用を継続していたため、放電現象から出火に至ったものと考えられる。</p> <p>なお、取扱説明書には、「変なにおいや音がしたら、電源プラグをコンセントから抜き、修理を依頼する。」旨、記載されている。</p>	
49	A201300225 平成25年6月8日(岩手県) 平成25年7月1日	電気がま	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の電源コードが、途中で当該製品のものとは異なる細い電源コードと手により継ぎ足し接続されていた。</p> <p>○継ぎ足し接続された電源コードの途中で断線し、断線部に溶融痕が認められた。</p> <p>○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡はなく、継ぎ足し接続された電源コードから出火したものと考えられ、当該製品に起因しない事故と推定される。</p>	
50	A201300230 平成25年6月23日(新潟県) 平成25年7月2日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事故前日に漏電があったため、販売店が専用ブレーカーにより接続を遮断していた。</p> <p>○当該製品下部の配線が断線・焼損し、金属屋根面への固着が認められた。</p> <p>○別の場所の配線被覆には数か所に小動物の噛み跡が認められ、屋根との隙間には落ち葉が認められた。</p> <p>●当該製品の配線を小動物がかじったことから、遮断していた太陽光モジュールで発電された電力が配線から金属屋根へ漏電してスパークが発生し、堆積していた落ち葉に着火して、出火に至ったものと考えられる。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
51	A201300241 平成25年6月11日(神奈川県) 平成25年7月8日	照明器具(卓上型)	(火災、軽傷1名) 当該製品を布団の上で使用したまま就寝していたところ、当該製品が布団の上に倒れて当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○使用者は当該製品を布団の上に載せた状態で使用し、そのまま眠りこんだ。 ○当該布団の生地に円形の焦げ跡が認められた。 ○当該製品のハロゲン照明部の前面側に焼損が認められた。 ●当該製品を布団の上で使用していたため、転倒した際にハロゲン照明部が布団と接触し、熱が籠もり発煙に至ったものと推定される。 なお、組立説明書には、「照明から20cm以内に物を置かない。これより近いと火災の危険性がある」旨、記載されている。また、販売当時に店頭では、「ハロゲン電球は非常に熱くなるので、ランプから20cm以内に物を置かない。子供部屋での使用、ベッドランプとしての使用はお勧めできない」旨、表示を行っていたとのこと。	
52	A201300247 平成25年7月1日(熊本県) 平成25年7月10日	電気冷蔵庫	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、背面下部の機械室付近から焼損しており、コンプレッサーに接続されているリード線のうち1本が断線しており、その断線箇所に溶融痕が認められた。 ○機械室内部に、ネズミの糞やネズミが集めたと思われる布の切れ端が認められた。 ○電源コードの絶縁被覆には、ネズミがかじった痕跡が多数認められた。 ○その他の電気部品及び配線に、出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品は、背面下部から焼損しており、ネズミがコンプレッサーに接続されているリード線をかじったことにより断線し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
53	A201300260 平成25年7月5日(東京都) 平成25年7月16日	電気こんろ	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は5時間前に当該製品(キッチン組込型一口こんろ)で揚げ物を調理し、スイッチを切っていたが、出火時はヒーター上に載せていたフライパンの油が発火しており、スイッチが「強」になっていた。 ○使用者は調理後に就寝してスイッチに触れていなかった。 ○スイッチは回転式で電氣的に誤作動する構造ではなく、スイッチが「強」のつまみの位置は、意図せず回転する角度ではなかった。 ○当該製品内部に出火の痕跡はなく、スイッチは正常に作動した。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のスイッチに異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
54	A201300261 平成25年7月5日(東京都) 平成25年7月16日	電気洗濯乾燥機	(火災) 当該製品から発煙し、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は本体上部が焼損し、ヒーター付近の内部配線が焼損していた。</p> <p>○当該製品は乾燥ヒーター用温度ヒューズが取り外され、内部配線を切断し、別の配線を接続する改造が行われていた。</p> <p>○別の配線はビニルテープで接続されており、接続部に溶融痕が認められた。</p> <p>○電源プラグ、制御基板、ヒーター、モーター等に出火の痕跡はなく、洗濯物や洗濯槽に焼損は認められなかった。</p> <p>●当該製品が故障した際に改造を行ったため、内部配線が接触不良により異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「改造、分解・修理はしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。</p>	
55	A201300263 平成25年7月7日(大阪府) 平成25年7月17日	電動車いす(ハンドル形)	(重傷1名) 当該製品に乗車したまま、リフト付車両から降りる際、当該製品が動き、転落、負傷した。	<p>○使用者(80才、女性)が、当該製品とともにリフト付きバスで旅行の際、リフトでの下車中当該製品とともにリフトから転落、首の骨を折るなどの怪我を負った。</p> <p>○リフト付きバスからの転落による前方破損が見られたが、モーター、トランスミッション、操作入力系は正常であった。</p> <p>○事故発生時の直近に事故につながるような警報履歴は記録されていなかった。</p> <p>○坂道で実走行試験を実施した結果、登坂・降坂時ともスロットルレバーから手を放すことで確実に停止することを確認した。</p> <p>●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、各部に異常はなく、当該事故に影響する異常履歴もなかったことから、製品には起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、同型品に関してノイズ誤動作に関する各種試験を満足している。</p>	
56	A201300264 平成25年7月3日(岐阜県) 平成25年7月18日	浴槽用温水循環器(24時間風呂)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品本体に出火の痕跡はなく、当該製品は外壁コンセントに差し込まれていた漏電保護プラグだけが焼損していた。</p> <p>○漏電保護プラグは外郭樹脂が焼損しているだけで、栓刃に溶融痕はなく、内部に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○外壁コンセントは焼損していたが、内部に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○外壁コンセントに接続されていた屋内配線に溶融痕が認められた。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
57	A201300281 平成25年7月14日(愛知県) 平成25年7月24日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は事故発生当時、運転中ではなかった。</p> <p>○当該製品は正面から見て右側の樹脂製カバーが焼損し、端子台の一部が焦げていたが、端子台や渡り配線に発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品内部の制御基板、コンプレッサー、ファンモーター等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
58	A201300287 平成25年3月1日(愛知県) 平成25年7月25日	マスク	(重傷1名) 当該製品を使用したところ、鼻に皮膚障害を負った。	<p>○当該製品は、薬液を含浸させたフィルターをマスク本体内側にある左右のポケットへ1枚ずつ入れて使用することで、本体着用部の保湿効果を高めるものであった。</p> <p>○発症部位は、鼻の頭のみで、製品形状と一致していなかった。</p> <p>○同梱品に、毛羽立ちやざらつきなどの物理的な刺激要因は認められなかった。</p> <p>○フィルター装着部は、鼻に当たらない位置にあり、また、フィルターの薬液が不織布に染み出すことはなかった。</p> <p>○当該製品は、開発段階で、皮膚に対する安全性が確認されていた。</p> <p>●当該製品には、皮膚障害に至るような異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
59	A201300295 平成25年6月28日(福岡県) 平成25年7月29日	靴	(重傷1名) 当該製品を履いて段差のある舗装道路を歩行中、転倒し、左足を負傷した。	<p>○使用者は、晴れた日の乾いた舗装道路の交差点を歩行していたところ、滑り止めにつまずいて左足を痛めた。</p> <p>○当該製品は、靴底が膨らんだエクササイズシューズである。</p> <p>○当該製品の靴底の滑り抵抗、摩耗に関して異常は認められなかった。</p> <p>○使用者は、当該製品の使用上の注意点を理解していた。</p> <p>●当該製品に異常が認められないことから、使用者が、靴底が膨らんだ当該製品を履いて舗装道路を歩行中、道路の滑り止めにつまずいてバランスを崩し、左足をひねって事故に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書(使用上のご注意)には、「事故防止と安全のため、階段や坂など段差のある場所、エスカレーター、電車やバスなどの乗り降り、また、滑りやすい場所などでのご使用は充分注意してください。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
60	A201300296 平成25年7月19日(岐阜県) 平成25年7月29日	電子レンジ	(火災) 当該製品から発煙し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の庫内は油汚れが著しく、底面には腐食穴が開いていた。</p> <p>○腐食穴の直下にはヒーターがあり、堆積した油分を含む食品カスが焼損していた。</p> <p>○当該製品の電気部品や配線類に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の庫内の手入れが不十分であったため、底面に腐食穴が開き、油分を含む食品カスが下部のヒーター部分に落下し、使用時に着火して出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「庫内に油・食品カス・煮汁を付けたまま加熱しない。発火・発煙したり、さびることがある。」旨、記載されている。</p>	
61	A201300299 平成25年7月9日(兵庫県) 平成25年7月30日	ヘアドライヤー	(火災) 当該製品を使用中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○電源コードの被覆が破れ、芯線が半断線状態となっており、断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○電源コードの断線部は本体側コードブッシング部の根元であり、芯線には著しい捻れが認められた。</p> <p>○電源コードはドライヤー本体に巻き付けて収納されており、繰り返しの巻き付けにより、外郭樹脂の表面塗装が剥がれていた。</p> <p>○本体内部のヒーター、モーター及びスイッチ等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は電源コードの断線部付近に、屈曲や捻りなど過度な機械的ストレスが繰り返し加わったため、芯線が半断線状態となり、短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該製品は電気用品安全法に基づく技術基準(コードの耐屈曲性)を満足しており、取扱説明書には、「電源コードを傷付けたり引っ張ったり、捻ったりしない。電源コードが破損し、火災、感電の原因となる」旨、記載されている。</p>	
62	A201300305 平成25年7月24日(岐阜県) 平成25年7月31日	電子レンジ	(火災) 当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の庫内に住宅用合成洗剤を噴霧して水拭きし、庫内を乾かすため空運転したときに庫内から火花が発生し発煙していた。</p> <p>○当該製品は庫内右側面に放電による穴が開き、マグネトロンアンテナが熔融していた。</p> <p>○導波管カバーの一部が焼損していたが、食品カスは付着していなかった。</p> <p>●当該製品を空運転したため、導波管内に電波が集中して異常放電が発生し、発煙が生じたものと推定される。</p> <p>なお、本体表示及び取扱説明書には、「庫内がカラのまま加熱しない。異常高温となり、やけどや故障の原因となる。」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
63	A201300312 平成25年7月16日(愛知県) 平成25年8月2日	電気こんろ	(火災) 当該製品を使用後、 外出し帰宅したと ころ、当該製品に乗 った鍋から出火する 火災が発生しており、 当該製品の周辺を 焼損した。	○使用者は、当該製品の調理油過熱防止装置が付いていない右側ヒーターで、天ぷら鍋の油を加熱し、油凝固剤を入れて外出していた。 ○当該製品内部に出火の痕跡はなく、スイッチは正常に作動した。 ○スイッチは回転式で電氣的に誤作動することなく、操作パネルから突出していないため、意図せずスイッチが入る構造でもなかった。 ○スイッチを切った後に余熱で油が発火することにはなかった。 ●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	
64	A201300324 平成25年7月16日(三重県) 平成25年8月7日	エアゾール缶(殺虫剤)	(火災、重傷1名) 浴室で害虫を駆除 するため当該製品を 噴射し、他の殺虫器 具を使用したところ、 爆発する火災が発 生し、1名が火傷を 負った。	○当該製品を浴槽内のクモに多量に噴霧し、電撃ラケットを使用してクモを取り出す際に爆発が起きていた。 ○当該製品の成分は可燃性ガスで、使用前に中身が約1/3(約100g)残っていたが、事故後、少量しか残っていなかった。 ○当該製品の噴霧量に異常は認められなかった。 ○電撃ラケットは使用時にスパークが発生するものであった。 ●当該製品を浴槽内のクモに多量に噴霧し、可燃性ガスが滞留した状態で電撃ラケットを使用したため、スパークが発生し着火・爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品には、「引火性があり、浴室内で使用する場合は、使用後に十分喚気する。」、「噴霧後の氷塊には燃焼のおそれがあるので火気を近づけない。」旨、記載されている。	資料5-(3) A201300351(殺虫器(ラケット型、電池式))と同一事故
65	A201300332 平成25年7月29日(北海道) 平成25年8月8日	空気清浄機	(火災) 店舗の従業員休憩 室で火災報知機が 鳴動したため確認す ると、当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生していた。	○当該製品は、事故当時、使用されておらず、壁コンセントからスイッチ付延長コードを介して接続されていたが、延長コードのスイッチは「OFF」の位置であった。 ○当該製品のモーター及び制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
66	A201300333 平成25年7月29日(三重県) 平成25年8月8日	エアコン	(火災) 当該製品が作動しないため、電源コードを抜き差ししたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は正面から見て右側面の一部分が焼損しており、内側の制御基板上のルーバーモーター制御用IC周辺が焼損していた。</p> <p>○当該製品内部には小動物(ネズミ)の糞が多量にあり、ルーバーモーターの配線がかじられて断線していた</p> <p>○配管用壁穴に貫通パイプを取り付けず、壁穴全体がパテで覆われていない施工であった。</p> <p>●当該製品内部に小動物が侵入し、ルーバーモーターの配線をかじったため、配線が短絡してルーバーモーター制御用ICに異常電流が流れ、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (製造時期から2年と推定)
67	A201300334 平成25年7月17日(奈良県) 平成25年8月8日	アイロン	(火災) 当該製品を保温中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○電源プラグの栓刃が片側のみ折れており、破断部が溶融していた。</p> <p>○破断していない方の栓刃を確認した結果、折れた栓刃の破損部と同じ位置に小さな亀裂が確認された。</p> <p>○電源プラグのプロテクター部で芯線が両極とも断線していた。</p> <p>○当該製品の消費電力に異常は認められなかった。</p> <p>○製品内部及び充電台に発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○使用者は以前から電源ランプが点いたり点かなかったりしていたことを知りながら使用を継続していた。</p> <p>●当該製品のプラグ栓刃に過度な屈曲等のストレスが加わったことにより栓刃が折れてスパークが発生し、プラグの樹脂部が焼損したものと推定される。</p> <p>なお、当該製品の電源プラグは、JIS規格(刃取付部強度)を満足しており、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったりしない」「電源プラグを抜く時は、電源プラグを持って引き抜く」「電源コードを動かすと電源ランプが点滅する時は、使用を中止し、販売店に相談する」旨、記載されている。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
68	A201300337 平成25年5月14日(岐阜県) 平成25年8月9日	エアコン(室外機)	(火災) ブレーカーが作動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○当該製品は半年前から使用されておらず、事故発生当時、運転中ではなかった。 ○当該製品は前面パネルと左側面が焼損していたが、前面側に取り付けられている送風ファンモーターに出火の痕跡はなく、左側面は電気部品や電気配線はない部分であった。 ○右側機械室の制御基板、コンプレッサー等に出火の痕跡はなく、室内機からの配線が接続されている右側面に焼損は認められなかった。 ●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	
69	A201300349 平成24年4月4日(愛知県) 平成25年8月19日	カイロ(使い捨て式、貼るタイプ)	(重傷1名) 当該製品を使用中、右足に低温火傷を負った。	○当該製品は靴の中で使用する靴専用カイロであったが、使用者は就寝時など靴を履かないときにも使用していた。 ○当該製品を靴の中で使用した場合、足裏温度は40℃以上にならなかったが、靴を履かない場合は、長時間使用で低温火傷のおそれがある43℃まで温度上昇した。 ●当該製品を靴の中で使用していなかったため、当該製品の温度が上昇し、低温火傷を負った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 なお、当該製品のパッケージには「くつ専用カイロ」、「くつを履かないときは使用不可」、「就寝時は低温火傷しやすいので使用しない」旨、表示されていた。	
70	A201300351 平成25年7月16日(三重県) 平成25年8月19日	殺虫器(ラケット型、電池式)	(火災、重傷1名) 浴室で害虫を駆除するためエアゾール缶(殺虫剤)を噴射し、当該製品を使用したところ、爆発する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は乾電池式の電撃殺虫器で、スイッチを押すと高電圧がコンデンサーに蓄えられ、虫がネットに触れるとスパークが発生し感電させるものであった。 ○使用者は浴槽内のクモを駆除するため、浴槽内に可燃性ガスエアゾール剤を多量に噴霧し、その後に当該製品を使用していた。 ○取扱説明書には、「引火性のあるものの近くで使用しない。」旨、記載されていた。 ●当該製品を使用する前、浴槽内のクモにエアゾール剤を多量に噴霧し、可燃性ガスが浴槽内に滞留していたため、当該製品のスパークにより着火・爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	資料5-(3) A201300324(エアゾール缶(殺虫剤))と同一事故

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
71	A201300352 平成25年8月2日(岩手県) 平成25年8月19日	温水洗浄便座	(重傷1名) 病院で当該製品を使用していたところ、臀部に低温火傷を負った。	<p>○当該製品は病院の個室に設置されており、詳細な使用状況は不明であった。</p> <p>○当該製品の操作部には、便座温度は「低」又は「切」にする旨、病院で注意ラベルを貼っていたが、便座温度は「中」になっていた。</p> <p>○当該製品の便座に変色・変形はなく、便座温度は「高」43℃、「中」40℃、「低」33℃で安定し、異常は認められなかった。</p> <p>○便座内部のヒーター及び温度センサーの貼り付け状態に異常は認められなかった。</p> <p>○取扱説明書には、「お年寄り、病気の方、皮膚の弱い方は、便座温度を「低」か「切」にする。長時間使用すると低温火傷のおそれがある。」旨、記載されていた。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
72	A201300355 平成25年8月6日(奈良県) 平成25年8月20日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品の前部左側の冷却用ファンと樹脂製の架台が焼失していたが、金属製外郭は原型を留めていた。</p> <p>○当該製品内部の基板、ファンモーター、配線等の電気部品に、断線、溶融、焼失等の発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
73	A201300390 平成25年7月10日(静岡県) 平成25年9月2日	鍋	(重傷1名) 当該製品で調理中、内容物が跳ねて右手に火傷を負った。	<p>○当該製品は大きさが16cmの片手鍋で、IH調理器で調理していた。</p> <p>○当該製品は、鍋底(接着3層底)中央部が膨らみ、外底が焦げていた。</p> <p>○鍋底は外底ステンレス板と中間アルミ板の接着面が剥離していた。</p> <p>○剥離面に接着剤は付着していたが、ドーナツ状に空焚きのような熱変色が認められ、事故時に中央部の接着が剥がれた状態であった。</p> <p>○当該製品はSG基準「クッキングヒーター用調理器具」に規定する「底の熱衝撃試験」を満たしていた。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明なため、事故原因の特定には至らなかったが、鍋底の接着に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
74	A201300400 平成25年8月21日(山梨県) 平成25年9月5日	電気冷凍庫	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品の電源コードから出火していた。 ○電源コードは当該製品の脚部で踏みつけられていた。 ○当該製品は床面にダンボールを敷き、その上に設置されていた。 ●当該製品の電源コードを踏みつけていたため、電源コードが絶縁劣化して短絡・スパークが発生し、床面に敷いていたダンボールに着火して出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「電源コードを傷付けない。火災の原因となる。」旨、記載されている。</p>	
75	A201300403 平成25年8月23日(福岡県) 平成25年9月5日	エアコン	(火災) 落雷によりブレー カーが作動したた め、翌日ブレーカ ーを復帰させたところ、 当該製品を焼損する 火災が発生した。	<p>○事故発生前夜に雷が鳴っており、当該製品の他にも屋内に設置していたテレビ2台の増幅器及び照明器具が故障していた。 ○雷が鳴った翌日(事故発生日)に、落ちていたブレーカーを上げたところ、当該製品から出火した。 ○当該製品のモールド配線板の表面が炭化し、銅板配線が過電流により溶断しており、溶断面に熔融痕が確認された。 ○当該製品の電源スイッチ(両切り)は両側とも大きく変色し、片側の接点が黒化していた。 ○当該製品の制御基板及びファンモーターに異常は認められなかった。 ●当該製品の電源ラインに落雷による高電圧が加わり、製品内部に侵入してモールド配線板が炭化、焼損していたため、ブレーカーを復帰させた際、配線板に異常電流が流れて発熱し、周辺の可燃材に着火したものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
76	A201300423 平成25年8月17日(宮崎県) 平成25年9月17日	芝刈機(歩行型)	(火災) 当該製品に給油後、当該製品を始動したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は、燃料タンクのあるエンジン部周辺の樹脂部品が溶融変形、焼損していた。</p> <p>○樹脂製の燃料タンクに出火後の熱で溶融して穴開きが生じていた以外、機器の各部に燃料漏れや発火につながるような異常は認められなかった。</p> <p>○エアフィルターに純正部品を使用せず、目の粗いスポンジに取り替えられ、スポンジの周囲とケース間には隙間が生じており、スポンジの気化器側の表面にススの付着がみられ、バックファイヤー(ガソリンと空気の混合気が、気化器やエアクリーナー側で燃焼する現象)が生じた痕跡が認められた。</p> <p>○使用者は、事故の直前にガソリン携行缶からガソリンを満タンに給油していた。</p> <p>○給油直後にエンジンを始動しようと、スターターロープを2～3回引いたところ、瞬間的にエンジン部付近から出火した。</p> <p>●当該製品のエアフィルターが純正部品と異なるスポンジに交換されていた以外、燃料漏れや出火につながるような異常は認められず、使用者がエアフィルターをスポンジに交換していたことにより始動時にバックファイヤーが発生し、バックファイヤーの火災がこぼれていたガソリンに引火したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「誤った部品を取り付けたり、改造をしない」、「燃料がこぼれた場合はきれいに拭き取り、よく乾かしてからエンジンを始動する」旨、記載されている。</p>	
77	A201300427 平成25年8月16日(東京都) 平成25年9月19日	エアコン(室外機)	(火災) 当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は焼損していたが、正面から見て右側の渡り配線接続部に出火の痕跡はなく、機械室内のコンプレッサーや内部配線等にも出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○機械室上部に取り付けられている制御基板は焼損していたが、局所的な焼損はなく、出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、外部からの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	・使用期間:不明 (製造期間から7年～8年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
78	A201300451 平成25年9月15日(愛知県) 平成25年9月27日	エアコン	(火災) 当該製品及び周辺 を焼損する火災が 発生した。	<p>○当該製品は正面から見て右側の焼損が著しく、右側下部に取り付けられているファンモーターの接続端子に溶融痕が認められた。</p> <p>○ファンモーター表面の付着物からエアコン洗浄剤と思われる成分が検出された。</p> <p>○制御基板、端子台、内部配線等に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該住宅は賃貸住宅で、家主と使用者はエアコン洗浄していなかったが、以前の入居者は確認できなかった。</p> <p>○当該製品は前面グリルで電装部を遮蔽しているため、洗浄剤がファンモーター部分に容易に浸入しない構造であった。</p> <p>●当該製品のファンモーター接続端子部にエアコン洗浄剤が付着したため、トラッキング現象が生じたか、端子が腐食して異常発熱が生じ出火に至ったものと推定される。</p> <p>なお、当該事業者及び一般社団法人日本冷凍空調工業会では、エアコンの洗浄に関する注意事項をホームページに掲載し、注意喚起を実施している。</p>	・使用期間:5年
79	A201300452 平成25年9月16日(兵庫県) 平成25年9月27日	調光器	(火災) 当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災 が発生した。	<p>○電源入力部の端子が溶融しており、端子周辺の内部基板が欠損していた。</p> <p>○製品内部の複数箇所に、水分の付着による錆、腐食が確認された。</p> <p>○出力用配線に差込み不足等の不具合は見られなかった。</p> <p>○電源入力部以外に、溶融や欠損等発火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品は、入力端子近傍の基板に結露等の影響により水分が付着し、当該部でトラッキング現象による異極間短絡が生じて出火に至ったものと推定される。</p>	

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
80	A201300474 平成25年9月28日(愛知県) 平成25年10月15日	自転車	(重傷1名) 当該製品で走行中、 転倒し、負傷した。	<p>○当該製品の<sup>前</sup>3段ギアを最もペダルが軽くなるローギア、後8段ギアを中間ギアにして下り坂を走行中、前側チェーンが内側に外れ、バランスを崩し転倒した。</p> <p>○当該製品の変速機、ギア板、チェーンに変形等の異常は認められなかった。</p> <p>○全てのギアの組み合わせで変速操作を行ったが、チェーンが外れることはなかった。</p> <p>○ペダルを逆回転し、上側チェーンに弛みが生じている状態からペダルを踏み込むと、前側チェーンが内側に外れる場合があった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、通常走行でチェーンは外れないことから、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
81	A201300529 平成25年10月20日(愛知県) 平成25年11月7日	電気カーペット	(火災) 店舗で当該製品を 使用中、当該製品及 び周辺を焼損する火 災が発生した。	<p>○当該製品は亀飼育用として使用され、事故時は通電中であった。</p> <p>○当該製品は電源コードの途中が断線・焼損し、断線部に熔融痕が認められた。</p> <p>○カーペット本体とコントローラーに出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、通常の使用において力が加わらない箇所電源コードが断線していることから、電源コードに過度な外力が加わったため、被覆が損傷して短絡・スパークが発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	
82	A201300561 平成25年11月11日(東京都) 平成25年11月22日	エアコン	(火災) 当該製品の電源プラグをコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品は3年前に購入した中古品で、知人に設置してもらった。</p> <p>○当該製品の電源プラグは、ⅠL型プラグからⅡ型プラグ(ゴムキャップタイプ)に取り替えられており、ゴムキャップ内部でコード芯線が断線し、熔融痕が生じていた。</p> <p>○当該製品の<sup>外観</sup>に焼損の形跡はなく、内部の制御基板、端子台、ファンモーター等の電装品に出火の痕跡は認められなかった。</p> <p>○当該製品を設置した際に電源プラグを交換したのか、元々交換されていたか確認はできなかった。</p> <p>●当該製品は電源プラグの修理不良により、プラグ内部でコード芯線が短絡スパークしたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「据付けは専門の業者に依頼する。」「電源コードは加工したり途中接続しない。発熱、火災の原因になる。」旨、記載されている。</p>	・使用期間:不明 (製造期間から13年~15年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
83	A201300575 平成25年11月19日(愛知県) 平成25年11月28日	電子レンジ	(火災) 施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	<p>○当該製品隣のオーブントースターを使用中、誤って当該製品を空運転していた。</p> <p>○当該製品は回転皿(ガラス)の一部が溶融し、溶融部下部の庫内底面が黒く焦げ、回転台(樹脂)の一部が焼損していた。</p> <p>○回転皿溶融部と底面の焦げ跡を一致させると、回転皿は回転軸に正しくセットされていなかった。</p> <p>○回転皿溶融部の周囲には液体の焦げ跡が残っていた。</p> <p>○当該製品のスイッチつまみ、加熱機能等に異常は認められなかった。</p> <p>●当該製品を誤って空運転したことと、回転皿の位置がずれていたことが重なり、回転皿の汚れが付着した箇所にマイクロ波が集中してガラスが赤熱・溶融し、回転台が焼損したものと推定される。</p> <p>なお、取扱説明書には、「庫内が空のまま運転しない。」「庫内が汚れたまま加熱しない。」旨、記載されている。</p>	
84	A201300585 平成25年11月4日(愛知県) 平成25年12月3日	アルカリ乾電池	(重傷1名) 当該製品4本を懐中電灯に装てんしていたところ、当該製品から液漏れが発生し、子供が火傷を負った。	<p>○懐中電灯は単一乾電池4本を直列接続する構造で、電池ケース内部に漏液の痕跡が認められた。</p> <p>○当該製品は漏液の痕跡が認められ、開路電圧は他の3本(1.57V~1.59V)に比べて1.78Vと高くなっていた。</p> <p>○当該製品には「発熱、液漏れ、破裂のおそれがあるので+-逆接続しない。」「電池のアルカリ液が付着したときは、失明やけがのおそれがあるので、すぐに多量の水で洗い流し、医師の治療を受ける。」旨、表示されていた。</p> <p>●当該製品を懐中電灯に装てんした際に、4本中1本を逆装てんしたため、1本が他の3本により強制充電され、内部のアルカリ液が漏れ出し火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、懐中電灯に乾電池の装てん方向は表示されていたが、視認性が良いものではなかった。</p>	



No.	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
85	A201300625 平成25年10月30日(静岡県) 平成25年12月13日	介護ベッド用手すり	(重傷1名) 使用者(80歳代)が 当該製品を設置した ベッドから落下し、1 名が負傷した。	<p>○使用者の左足(膝頭)が、当該製品のスイングアームロックレバー付近のすき間に入り込み、ベッドから落下した。</p> <p>○当該製品に破損や変形等の異常はなく、ロック機構及び動作にも異常は認められなかった。</p> <p>○事故当時の詳細な状況は不明であった。</p> <p>●当該製品に破損や変形などの異常が認められないことから、使用者がベッドから降りようとした際、左足がすき間に入り込んだことで、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p> <p>なお、当該製品のすき間は、JIS基準を満足していた。</p>	